2022年4月版

米ドル建

# ご契約のしおり・約款

## 積立利率金利連動型年金（米ドル建）年金額確定特約付

ニッセイ・ウェルス生命

# ご契約のしおり・約　款

積立利率金利連動型年金（米ドル建）
年金額確定特約付

# 目　次

## ご契約のしおり


■主な保険用語のご説明（50 音順）…… 1

■お願いとお知らせ…… 3
●保険契約締結の「媒介」と「代理」について …… 3
●生命保険募集人 …… 3
●申込書記入上のご注意 …… 3
●当社の組織形態 …… 3
●現在ご契約中の保険契約を解約・減額等をすることを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている方へ …… 3
●個人情報のお取扱い …… 3
●「支払査定時照会制度」に基づく、他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用について …… 4
●「生命保険契約者保護機構」について …… 5
●金融商品取引法における投資家区分について …… 7
●犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認に関するお願い …… 8

■ご契約にあたってぜひご確認いただきたい事項 …… 9
●告知について …… 9
●ご契約のお申込みの撤回等（クーリング・オフ制度）について …… 9
●保険証券のご確認 …… 10
●一時払保険料のお払込みと領収証 …… 10
●ご契約の責任開始期 …… 10
●適用する為替レート …… 11
●ご契約にかかる諸費用 …… 12
●元本欠損が生じる場合 …… 12
●為替リスク …… 13

■積立利率金利連動型年金（米ドル建）年金額確定特約付の特徴としくみ …… 14

この保険の特徴 14

この保険のしくみ 14
●年金の種類および据置期間 …… 14
●積立利率 …… 14
●市場価格調整 …… 14
●即時払年金特則 …… 15
●ご契約上の注意 …… 15

■給付金および年金について …… 16

据置期間中の保障内容について 16
●死亡給付金のお支払い …… 16
●死亡給付金受取人の変更 …… 16
●遺言による死亡給付金受取人の変更 …… 17

年金支払開始日以後の保障内容について 17
●年金のお支払い …… 17
●年金受取人について …… 18
●継続年金受取人のご指定 …… 18
●年金受取人または継続年金受取人の変更 …… 19

●遺言による年金受取人および継続年金受取人の変更……19
●年金の一括支払……19

■積立利率と市場価格調整について……22
●積立利率について……22
●市場価格調整について……23

■死亡給付金等をお支払いできない場合について……24

■付加できる特則・特約について……26
●即時払年金特則……26
●後厚終身年金特約（米ドル建）……27
●保険料円入金特約……30
●円支払特約……30
●年金円支払特約……31
●新為替ターゲット特約……31
●指定代理請求特約……33

■ご契約後について……34
●各種変更・請求手続きについて……34
●カスタマーサービスセンターについて……34
●年金・死亡給付金のお支払期限について……35
●基本保険金額の減額……35
●年金種類等の変更……35
●解約について……35
●被保険者によるご契約者への解約請求について……38
●差押債権者、破産管財人等による解約について……38
●管轄裁判所……38
●時効……38

■生命保険料控除と税金について……39

## 約　款

●積立利率金利連動型年金（米ドル建）普通保険約款……43
●年金額確定特約……58
●後厚終身年金特約（米ドル建）……65
●保険料円入金特約……70
●円支払特約……71
●年金円支払特約……74
●新為替ターゲット特約……79
●指定代理請求特約……85
●情報端末による保険契約の申込等に関する特約……89

# ご契約のしおり

積立利率金利連動型年金（米ドル建）年金額確定特約付

# ■主な保険用語のご説明（50音順）

## あ行

**▼一時払保険料相当額**
ご契約の申込時にお払込みいただくお金のことをいい、ご契約が成立したときには一時払保険料に充当します。

## か行

**▼解除**
ご契約後、ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社（以下「当社」といいます）がご契約の効力を消滅させることをいいます。

**▼解約**
据置期間中にご契約者がご契約の効力を消滅させ、払戻金をご請求いただくことをいいます。

**▼確定年金（期間指定型）**
年金支払開始日に被保険者が生存している場合、年金支払期間中、年金をお支払いする年金の種類のことをいいます。

**▼基準金利**
据置期間等にもとづき定まる当社所定の期間に応じた米ドル金利スワップレートのことをいい、積立利率の設定に用います。

**▼基本保険金額**
死亡給付金をお支払いする場合に基準となる金額として、ご契約締結の際に、ご契約者のお申出によって定めた金額のことをいい、これと同額の金額をこのご契約の一時払保険料とします。ただし、ご契約締結後にその金額が変更されたときは、変更後の金額のことをいいます。

**▼継続年金受取人**
年金受取人が亡くなられたときに年金受取人のご契約上の一切の権利義務を承継し、以後年金受取人となる人のことをいいます。

**▼契約応当日**
ご契約後の保険期間中に迎える毎年のご契約日に対応する日のことをいいます。とくに月単位の契約応当日といったときは、各月のご契約日に対応する日のことをいいます。

**▼契約者**
当社と保険契約を結び、ご契約上の権利と義務を持つ人のことをいいます。

**▼契約初期費用**
ご契約締結等にかかる費用のことをいい、一時払保険料から控除します。

**▼契約年齢**
ご契約日における被保険者の満年齢です。
（例）22 歳 11 ヵ月 29 日の方は 22 歳になります。

**▼契約日**
ご契約年齢や保険期間等の計算の基準日のことをいい、責任開始日を契約日とします。

## さ行

**▼市場価格調整**
解約払戻金のお支払い等の際に、その対象となる額に対する資産の時価を反映させる調整手法のことをいいます。

**▼死亡給付金**
被保険者が据置期間中に亡くなられたときにお支払いするお金のことをいいます。

**▼死亡給付金受取人**
死亡給付金を受取る人のことをいいます。

**▼主契約**
約款のうち普通保険約款に記載されているご契約内容のことをいいます。

**▼純粋終身年金**
年金支払開始日以後、被保険者が生存している限り、終身にわたって年金をお支払いする年金の種類のことをいいます。なお、年金支払開始日以後に被保険者が亡くなられた場合には、以後の年金等のお支払はありません。また、年金の一括支払はありません。

**▼情報端末を利用したお申込み**
携帯端末等の情報処理機器を利用したご契約のお申込みのことをいいます。「情報端末による保険契約の申込等に関する特約」を付加することで、情報端末を利用したお申込みができます。

**▼据置期間**
ご契約日から年金支払開始日前日までの期間のことをいいます。

**▼責任開始期（日）**
お申込みされたご契約の保障が開始される時期のことをいい、その責任開始期の属する日を責任開始（の）日といいます。

## た行

**▼積立金額**
据置期間中の積立金額は、積立金（一時払保険料から契約初期費用を差し引いたもの）につき、契約時に適用される積立利率によって計算された金額です。

**▼積立利率**
積立利率とは、積立金に適用される利率（指標金利を基礎に計算される基準金利に所定の率を増減させた範囲内で当社が定めた率から保険契約関係費率を差し引いて計算される利率）をいい、積立金の計算および市場価格調整率の計算等に用います。

**▼特則**
主契約（または特約）の保障内容をさらに充実させるため、あるいは主契約（または特約）と異なる特別なお約束をする目的で主契約（または特約）の中で設定する規定のことをいいます。

**▼特約**
主契約の保障内容をさらに充実させるため、または主契約と異なる特別なお約束をする目的で主契約に付加するものをいいます。

## な行

**▼年金**
被保険者が約款に定める年金支払事由に該当されたときにお支払いするお金のことをいいます。

**▼年金受取人**
ご契約者または被保険者のうちからご契約者にご指定いただく、年金を受取る人のことをいい、年金支払開始日にご契約上の一切の権利義務を承継します。

**▼年金現価**
将来の年金をお支払いするために必要な現在の積立金額のことをいいます。将来の年金額を所定の利率で割引いて計算されます。

**▼年金原資**
年金支払開始日における、将来の年金をお支払いするために必要な積立金のことをいいます。

**▼年金支払開始年齢**
ご契約年齢に据置期間の年数を足した年齢のことをいいます。

**▼年金支払開始日**
被保険者の年齢が、年金支払開始年齢に到達する年単位の契約応当日のことをいいます。

**▼年金支払期間**
確定年金（期間指定型）において、年金をお支払いする期間のことをいいます。

**▼年金支払日**
年金支払開始日および年金支払開始日の年単位の応当日のことをいいます。

**▼年金総額保証付後厚終身年金**
被保険者が亡くなられるまで年金をお支払いする年金の種類を終身年金といいます。年金総額保証付後厚終身年金は、後期の年金支払期間中は前期の年金支払期間中に比べ大きい額の年金をお支払いします。なお、被保険者が亡くなられた場合でも、一時払保険料に保証金額割合を乗じて得た金額（保証金額）が保証され、年金支払開始日以後、保証金額からすでにお支払いした年金を差引き、その残額があるときには、年金をお支払いします。

**▼年金総額保証付終身年金**
被保険者が亡くなられるまで年金をお支払いする年金の種類を終身年金といいます。年金総額保証付終身年金は、年金原資と基本保険金額のいずれか大きい金額（保証金額（＊））を保証します。年金支払開始日以後、被保険者が亡くなられた場合でも、保証金額からすでにお支払いした年金を差引き、その残額があるときには、年金をお支払いします。
＊年金原資と基本保険金額のいずれか大きい金額に保証金額割合を乗じて得た金額が保証金額となります。

## は行

**▼払戻金**
ご契約が解約されたときなどにご契約者に払戻されるお金のことをいいます。

**▼被保険者**
生命保険の対象として保険がかけられている人のことをいいます。

**▼保険期間**
ご契約日からご契約が消滅する日までのことをいいます。

**▼保険証券**
ご契約の基本保険金額や年金支払開始日等のご契約内容を記載したものをいいます。

**▼保険年度**
ご契約日から起算して、満1ヵ年を第1保険年度といい、以下順次、第2保険年度、第3保険年度といいます。

## や行

**▼約款**
ご契約についてのとりきめを記載したものをいいます。

# ■お願いとお知らせ

## ●保険契約締結の「媒介」と「代理」について

- 生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合、保険契約のお申込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。
- 生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約のお申込みに対して承諾をすれば保険契約は有効に成立します。

## ●生命保険募集人

募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権や告知の受領権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。また、ご契約の成立後にご契約内容の変更等をされる場合にも、原則として当社の承諾が必要となります。

## ●申込書記入上のご注意

申込書は、契約内容を明らかにする重要な書類です。内容を十分ご確認のうえ、ご契約者および被保険者ご自身で正確にご記入ください。

※情報端末を利用したお申込みの場合は、情報端末のお手続き画面にご契約者および被保険者ご自身で正確にご入力ください。

## ●当社の組織形態

- 保険会社の会社組織形態には相互会社と株式会社があり、当社は株式会社です。
- 株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社のご契約者は相互会社のご契約者のように、社員（構成員）として会社の運営に参加することはできません。

## ●現在ご契約中の保険契約を解約・減額等をすることを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている方へ

ご契約中の保険契約を解約・減額するときには、ご契約者にとって不利益となることがあります。

- 多くの場合、解約払戻金は、払込保険料の合計額より少ない金額となります。特に、ご契約後、短期間で解約されたときの解約払戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
- 解約、減額された場合は、一定期間のご契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うことになる場合があります。
- ご契約中の保険契約を解約された場合、新たな保険契約のお取扱いにかかわらず、いったん解約されたご契約は元に戻すことはできません。
- 現在ご契約中の保険契約のままであれば、保険金等をお支払いができる場合であっても、新たな保険契約では、詐欺による取消しや責任開始期の属する日から起算して３年以内に被保険者が自殺した場合等、保険金等をお支払いできないことがあります。

## ●個人情報のお取扱い

### ●個人情報の利用目的

当社はお客さまの個人情報を次の目的のために利用いたします。

①各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い

②関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理

③当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実

④その他保険に関連・付随する業務

※上記に関わらず、個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のほか法令等で認める範囲でのみ利用し、それ以外の目的では利用いたしません。

※当社は機微（センシティブ）情報を含め、取得した個人情報について、ご契約が締結に至らなかった場

合や解約、保険期間満了後等保険契約が消滅した後も、各種保険契約のお引受け、取引履歴の確認、各種照会等への対応、その他保険に関連・付随する業務等のために保持致します。なお、取得した申込書関係書類等についての返却は行いません。

**●機微（センシティブ）情報**

当社は各種保険契約のお引受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、保険商品の開発、医事研究・統計、保険事業の公平性の確保、保険制度の健全性維持、保険集団全体の公平性確保等、生命保険事業の適切な業務運営を確保する必要性から業務遂行上必要な範囲で、保健医療等の機微（センシティブ）情報を取得、利用または第三者提供いたします。また、取得した機微（センシティブ）情報は既に取得しているものも含みます。

なお、機微（センシティブ）情報は、法令等により業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

**●個人情報の提供について**

当社は業務上必要な範囲において個人情報を第三者提供することがあります。

①各種保険契約のお引受け、保険金・給付金等のお支払いに際して、医療機関や契約確認会社へ業務上必要な照会を行う場合

②お申込みいただいた保険契約について、引受リスクを適切に分散するために再保険を行う場合
再保険会社（外国にある再保険会社を含む）における当該保険契約のお引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払いに関する利用のために、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の個人情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等のご契約内容に関する情報および健康状態に関する情報等当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社に提供する可能性があります。

③各種保険契約の保険金・給付金等のお支払いに際して、金融機関等に提供する場合

④ご契約をお引受けできない場合、ご契約時あるいはご請求時の被保険者の健康状態により保険金・給付金等をお支払いできない場合、およびご継続いただけない場合等において、その旨をご契約者、被保険者、受取人等に通知する場合

当社は、上記の他、ご契約者等当該個人情報のご提供者の同意がある場合および法令で情報の開示（第三者提供）が許容されている場合には個人情報を第三者に提供することがあります。なお、当社は業務上必要な範囲においてお客さまの同意を得ることなく、嘱託医、面接士、生命保険募集代理店、収納代行会社等委託先へ個人情報を提供することがあります。

※上記に関わらず、個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のほか法令等で認める場合を除き、第三者に提供することはありません。

**●「支払査定時照会制度」に基づく、他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用について**

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、「支払査定時照会制度」に基づき、下記のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

**●「支払査定時照会制度」について**

保険金等のご請求に際し、お客さまのご契約内容等を照会させていただくことがあります。

- 当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます）の解除、取消もしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。
- 保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます）のご請求があった場合や、これらに係

る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます）があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

- 当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取扱われている場合、当社の定める手続きに従い、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。各手続きの詳細については、カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。

【相互照会事項】

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後５年を経過した契約に係るものは除きます。

（１）被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします）

（２）保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から５年以内のものとします）

（３）保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（https://www.seiho.or.jp/）の「加盟会社」をご参照ください。

## ●「生命保険契約者保護機構」について

当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます。）に加入しております。保護機構の概要は、以下のとおりです。

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※１）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※２）を除き、責任準備金等（※３）の 90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の 90%が補償されるものではありません。（※４））。
- なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは

別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります）。

※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（注1）を超えていた契約を指します（注2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率＝90%ー｛(過去5年間における各年の予定利率ー基準利率）の総和÷2｝

（注1）基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。

（注2）一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。

※4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

【仕組みの概略図】

○救済保険会社が現れた場合

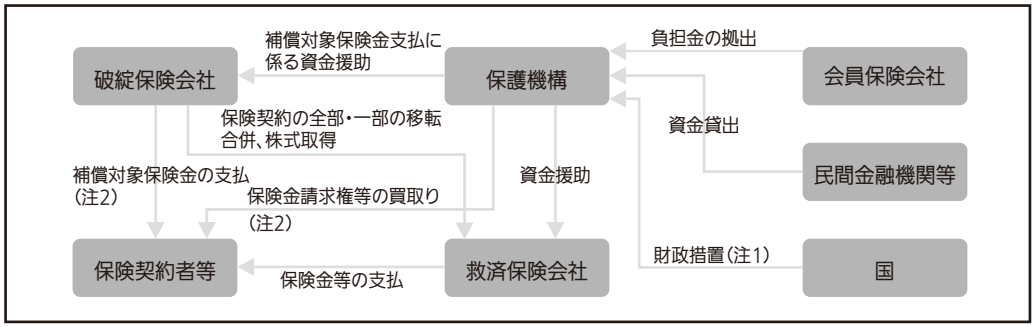


○救済保険会社が現れない場合

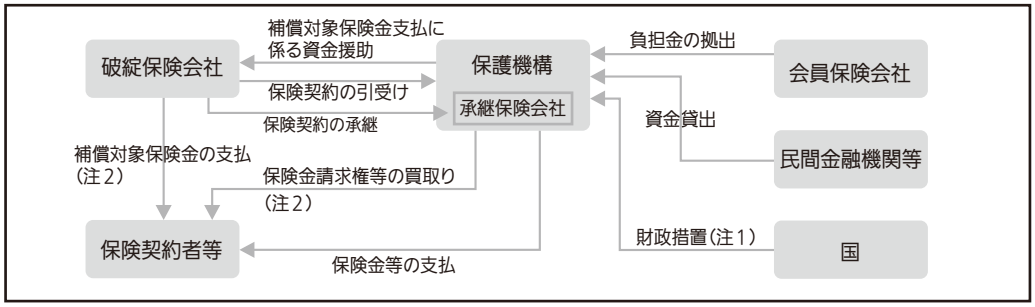


（注1）上記の「財政措置」は、2027年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行なわれるものです。

（注2）破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買い取ることを指します。この場合における支払率および買取率に

ついては、責任準備金等の補償限度と同率となります。（高予定利率契約については、※2に記載の率となります。）

◇補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

- 生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先

  生命保険契約者保護機構　TEL 03-3286-2820

  「月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前９時～正午、午後１時～午後５時」

  ホームページアドレス　https://www.seihohogo.jp/

## ●金融商品取引法における投資家区分について

### ●金融商品取引法第２条第 31 項第４号に規定する「特定投資家」の方へ

- 保険業法第 300 条の２において準用される金融商品取引法第 34 条の２の規定により、「特定投資家」のお客さまは当社に対して、お客さまを「特定投資家以外のお客さま（以下、「一般投資家」といいます。）」としてお取扱いするようにお申し出いただくことができます。
- お手続き方法や特定投資家制度の詳細の説明を希望される場合は当社カスタマーサービスセンターにお問い合わせください。当社よりご案内させていただきます。

＜ご注意＞

お客さまを「特定投資家」としてお取扱いする際は、次に掲げる法令規定が適用されません。

- 保険業法第 300 条の２において準用される金融商品取引法第 45 条各号に掲げる次の規定
  - ・広告等の規制
  - ・適合性原則に基づく保険募集
  - ・契約締結前の書面の交付、契約締結時等の書面の交付
- 金融商品販売法第３条第１項の規定（重要事項説明義務）およびこれに係る同法の損害賠償責任にかかる規定

ただし、当社の募集代理店から特定保険契約をお申込みいただく場合、当社の生命保険契約に関しては「特定投資家」としてのお取扱いと「一般投資家」としてのお取扱いとで、保険契約のお申込みのお手続き等に相違はございません。「特定投資家」に対しても「一般投資家」と同様の商品説明等をさせていただきます。

### ●「一般投資家」の方へ

- 保険業法第 300 条の２において準用される金融商品取引法第 34 条の３および４の規定により、「一般投資家」のお客さまは、当社に対して「特定投資家」としてお取扱いするようお申し出いただくことができます。ご希望の場合は、当社カスタマーサービスセンターにお問い合わせください。当社よりご案内させていただきます。ただし、当社の募集代理店から特定保険契約をお申込みいただく場合、「一般投資家」と同様の商品説明等をさせていただきます。

【ご参考－特定投資家制度】

以下の特定投資家制度の詳細については、当社カスタマーサービスセンターにお問い合わせください。

| 特定投資家 | | 一般投資家 | |
|---|---|---|---|
| 一般投資家への移行不可 | 一般投資家への移行可能（＊1） | 特定投資家への移行可能 | 特定投資家への移行不可 |
| • 国<br>• 日本銀行<br>• 適格機関投資家 | • 金融商品取引所に上場されている株券の発行者である会社<br>• 資本金５億円以上と見込まれる株式会社<br>• その他「金融商品取引法第２条に規定する定義に関する内閣府令」第 23 条に掲げる者 | • 地方公共団体<br>• 特定投資家に該当しない法人<br>• 個人<br>（以下の要件を全て充足（＊2））<br><承諾日において><br>①純資産額３億円以上の見込み<br>②投資性のある金融資産３億円以上の見込み<br>③最初の特定保険契約締結から１年以上経過<br>など | • 左記に該当しない個人 |

＊1金融商品取引法第２条第 31 項第４号に規定する特定投資家

＊2個人のお客さまにつきましては、上に掲げる移行要件にすべて該当していることに加え、お客さま保護の観点から、お客さまにお客さまの知識や投資経験などについてご質問をさせて頂き、お客さまからの移行のお申出をお断りすることがございますので、あらかじめご了承ください。

※特定投資家制度の詳細につきましては、当社ホームページでもご確認いただけます。

ホームページアドレス　www.nw-life.co.jp

## ●犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認に関するお願い

当社では、犯罪収益移転防止法に基づき、保険契約の締結等の際、お客さまの本人特定事項（氏名、住所、生年月日等）、職業または事業の内容等の確認を行っております。

これは、お客さまの取引に関する記録の保存を行うことで、金融機関等がテロリズムに対する資金供与に利用されたり、マネー・ローンダリングに利用されたりすることを防ぐことを目的としたものです。

なお、確認させていただきました本人特定事項等が変更となりました場合は、当社カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。

# ■ご契約にあたってぜひご確認いただきたい事項

## ●告知について

この保険のご契約締結の際は、被保険者の健康状態や職業についてお知らせ（告知）いただく必要はありません。

## ●ご契約のお申込みの撤回等（クーリング・オフ制度）について

- 保険契約の申込者またはご契約者（以下「申込者等」といいます）は、保険契約の申込日から起算して８日以内であれば、書面（郵送）または電磁的記録（電子メール）によりその保険契約のお申込みの撤回または解除（以下「お申込みの撤回等」といいます）をすることができます。
- 保険契約のお申込みの撤回等は、書面（郵送）による場合は、当該保険契約のお申込みの撤回等に係る書面を発信した時（郵便の消印日付）に効力を生じますので、郵便により当社の本店（カスタマーサービスセンター）宛に発信してください。

  電磁的記録（電子メール）による場合は、当該保険契約のお申込みの撤回等に係る電子メールが当社に到達した時に効力を生じますので、次のメールアドレス宛に送信してください。

  co@nw-life.co.jp

  これらの場合、書面または電子メールには、ご契約者・被保険者の氏名、申込番号または証券番号、一時払保険料、取扱代理店名、振込口座、申出日、ご契約者の住所、電話番号をご記入いただき、ご署名（書面による場合のみ）のうえ、保険契約のお申込みの撤回等をする旨を明記してください。

  【書面送付先】

  〒 141-6023　東京都品川区大崎 2-1-1

  ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社

  カスタマーサービスセンター宛

  【電子メール送付先】

  co@nw-life.co.jp
- 保険契約のお申込みの撤回等があった場合は、当社は、申込者等に対し、お払込みいただいた金額を全額お返しいたします（米ドルで保険料をご入金いただいた場合、同額の米ドルにてお返しします）。
- 当社は、申込者等に対し、保険契約のお申込みの撤回等に伴う損害賠償または違約金その他の金銭のお支払いを請求いたしません。
- 次の場合には、保険契約のお申込みの撤回等をすることはできません。

  ①申込者等が、営業もしくは事業のために、または営業もしくは事業として締結する保険契約としてお申込みをした場合

  ②当該保険契約が、金銭消費貸借契約、賃貸借契約その他の契約に係る債務の履行を担保するための保険契約である場合

  ③既に締結されている保険契約の内容の変更に係るものである場合
- 保険契約のお申込みの撤回等の書面の発信時または電子メールの当社到達時に死亡給付金等の支払事由が生じている場合には、保険契約のお申込みの撤回等の効力は生じません。ただし、保険契約のお申込みの撤回等の書面の発信時または電子メールの当社到達時に、申込者等が死亡給付金等の支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。
- 保険契約のお申込みの撤回等と行違いに保険証券が到着した場合は、カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。

**< ご注意 >**

※保険契約のお申込みの撤回等は、ご契約の申込日から申込日を含めて８日以内（書面による場合は消印有効、電子メールによる場合は当社必着）に書面または電子メールにて、お申出ください。電話や口頭でのお申出はできません。

書面または電子メールによるお申出が必要となります。
募集代理店の本支店では受付けることはできません。

ご記入いただく事項

①申込撤回の旨の文言
②保険契約者様の氏名
③被保険者様の氏名
④申込番号または証券番号
⑤一時払保険料（お払込みの際の通貨）
⑥取扱代理店名
⑦振込口座
⑧口座名義人（外国通貨にてお払込みの場合は、アルファベット表記）
⑨申出日
⑩保険契約者様の住所／電話番号
⑪保険契約者様の氏名（書面の場合は自署）

お申込みの撤回等のお申出の記入例

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社　御中

私は契約の申込の撤回を行います。
保険契約者　〇〇〇〇
被保険者　△△△△
申込番号（証券番号）　××××××××××××
一時払保険料　〇〇, 〇〇〇米ドル
取扱代理店　×××　××支店
振込口座　××銀行　××支店　普通××××××
口座名義人　〇〇〇〇
〇〇〇〇年〇月〇日
住所　〇〇県〇〇市△△町×丁目×番地×号
電話番号　〇〇〇（〇〇〇〇）〇〇〇〇
氏名　〇〇〇〇

## ●保険証券のご確認

- ご契約をお引受けしますと、当社は「保険証券」をご契約者にお送りします。お申込みの際の内容と相違していないか、もう一度ご確認ください。万一、相違していたり、ご不明な点がございましたら、お手数でもカスタマーサービスセンターまでご連絡ください。
- 保険証券は各種手続きに必要となりますので、大切に保管ください。

## ●一時払保険料のお払込みと領収証

ご契約のお申込みに際しては、ご契約者に一時払保険料を当社の指定する金融機関の口座への送金によりお払込みいただきます。この場合、領収証は発行しません。保険証券がお手元に届くまでの間、金融機関から発行される振込金受取書は大切に保管してください。

## ●ご契約の責任開始期

- 一時払保険料（相当額）を受取った時から、当社は責任を開始します。
- 当社がご契約をお引受けすることを決定（承諾）した場合、当社は一時払保険料（相当額）を受取った時からご契約上の責任を負います。
- 責任開始期について図示すると、次のようになります。

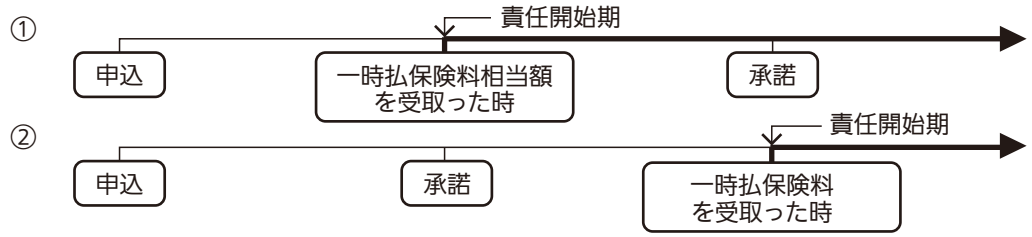

## ●適用する為替レート

この保険のご契約において円を米ドルに換算する場合、または米ドルを円に換算する場合には、当社所定の為替レートを用います。

○ **当社所定の為替レート**

当社所定の為替レートは、当社が指標として指定する金融機関が公示する、換算基準日等における TTM（対顧客電信仲値）（＊）または TTM（対顧客電信仲値）（＊）に為替手数料を含んだ額となります。

＊TTM（対顧客電信仲値）とは、銀行が当日の東京外国為替市場の直物為替相場実勢（市場取引に用いられます）を基準にして決定する顧客取引に用いる売買相場の仲値をいいます。TTM（対顧客電信仲値）は午前 10 時から 11 時頃公示され、原則その日中適用されます。ただし、このレートから大きく乖離したときは新たな TTM（対顧客電信仲値）が公示されますが、1 日のうちに TTM の公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値を用います。

| | |
|---|---|
| 保険料円入金特約の為替レート | TTM ＋ 50 銭 |
| 円支払特約の為替レート<br>年金円支払特約の為替レート | TTM |

※上記の為替レートは 2022 年 1 月現在のものであり、将来変更されることがあります。

※募集代理店によっては、保険料円入金特約を付加できない場合があります。なお、米ドル建の保険料を円貨にてご用意いただく際には、募集代理店にて取扱う換算レートと保険料円入金特約での換算レートとは、異なる場合があります。

## ●ご契約にかかる諸費用

以下の費用をご負担いただきます。

○ **ご契約時の費用**

契約初期費用（ご契約の締結等にかかる費用）として、一時払保険料の 5.5%を一時払保険料から控除します。

○ **保険期間中の費用**

年金支払時の費用として、毎年の年金支払時に年金額の 1%の年金管理費を積立金から控除します。なお、積立金額の計算等に用いる積立利率は、基準金利をもとに積立利率を設定する際に、ご契約の締結に必要な費用、ご契約の維持に必要な費用および死亡保障に必要な費用を差し引いています。

○ **外国通貨のお取扱いに必要となる費用**

- 米ドル建の保険料を円貨にてご用意される際には為替手数料が必要となる場合があります。また、保険料を米ドルでお払込みになる際には、銀行への振込手数料等の外貨取扱手数料をご契約者に負担していただく場合があります。また、当社からお支払いする年金等を米ドルでお受取りになる際や、その米ドルを円貨に交換してお引出しする際にも手数料が必要となる場合があります。
- 「保険料円入金特約（＊）」の付加により保険料を円貨でお払込みいただく場合の為替レートとTTM（対顧客電信仲値）との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。

＊募集代理店によっては、保険料円入金特約を付加できない場合があります。

## ●元本欠損が生じる場合

次の場合には、お受取りになる金額が一時払保険料を下回ることがあります。

- ご契約時にお払込みいただいた一時払保険料のうち、一部は契約初期費用にあてられることにより、解約払戻金額は一時払保険料を下回ることがあります。また、解約払戻金は、解約計算基準日の積立金に市場価格調整を適用して計算するため、その金額は増減します。したがって、一時払保険料を下回ることがあります。
- 据置期間が短いご契約の場合、または適用される積立利率によっては、年金原資が一時払保険料を下回ることがあります。
- 年金の一括支払をした場合、年金の一括支払額とすでにお支払いした総受取年金額の合計額が一時払保険料を下回ることがあります。
- 純粋終身年金をご選択いただいた場合、年金支払開始日以後に被保険者が亡くなられたときには、以後の年金等のお支払はありません。したがって、総受取年金額が一時払保険料を下回ることがあります。
- 保険会社の業務又は財産の状況変化により、ご契約時にお約束した年金額、給付金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、ご契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

※生命保険契約者保護機構　TEL 03-3286-2820

「月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時」

ホームページアドレス　https://www.seihohogo.jp/

## ●為替リスク

この保険は、米ドル建であるため、為替相場の変動による影響（為替リスク）を受けます。

○ **為替リスクの例**

円高の場合は為替差損が発生します。

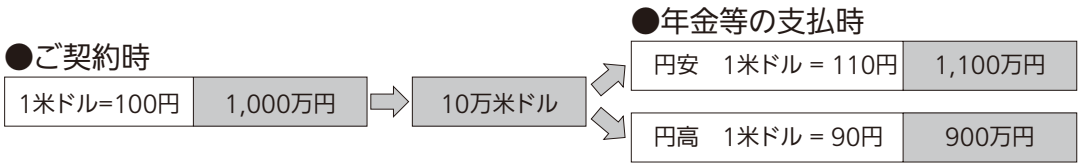


- 年金等の支払時の為替相場により円換算した年金等の支払額が、ご契約時の為替相場により円換算した年金等の支払額を下回ることがあります。
- 為替相場の変動により、年金等の総支払額がご契約時の為替相場により円換算した一時払保険料を下回ることがあります。

# ■積立利率金利連動型年金(米ドル建)　年金額確定特約付の特徴としくみ

## この保険の特徴

- この保険は、被保険者が所定の年齢に達したときから、毎年一定額の年金を受取ることができる米ドル建の個人年金保険です。
- 一時払保険料、年金、死亡給付金、解約払戻金等、この年金保険にかかる金銭の授受は、全て米ドルで行います。

## この保険のしくみ

- 契約初期費用（ご契約の締結等に必要な費用）として、一時払保険料の 5.5%を一時払保険料から控除します。
- この保険の保険期間は、据置期間と年金支払開始日以後の期間の 2 つに分けられます。

### ●年金の種類および据置期間

- 年金の種類は、年金総額保証付終身年金、確定年金（期間指定型）および純粋終身年金があります。

※後厚終身年金特約（米ドル建）を付加することにより、年金総額保証付後厚終身年金についても選択することができます。取扱等については「付加できる特則・特約について」をご参照ください。

- 据置期間は、次のとおりです。
  - ・年金総額保証付終身年金の場合、0 年・1 年・3 年・5 年・10 年・15 年・20 年
    0 年の場合は、即時払年金特則が付加されます。
  - ・確定年金（期間指定型）の場合、1 年・5 年・10 年
  - ・純粋終身年金の場合、0 年・1 年・3 年・5 年・10 年・15 年・20 年
    0 年の場合は、即時払年金特則が付加されます。

＜ご注意＞

※募集代理店により、取扱が異なります。ご契約いただける「年金種類」「年金支払期間」および「年金支払開始年齢」等は、契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）をご参照ください。

### ●積立利率

積立利率は、ご契約日の対象期間ごとにその時の市場金利情勢に応じて設定されます。

「積立利率」とは、基準金利に最大 1.0%増減させた範囲内で当社の定めた率から、ご契約の締結に必要な費用としての新契約費率、ご契約の維持に必要な費用としての維持費率および死亡保障に必要な費用としての死亡保障費率を差引いた利率をいい、ご契約日ごとに毎月 2 回（1 日～ 15 日と 16 日～末日、以下「対象期間」といいます）設定されます。ご契約日の積立利率を必ずご確認ください。

なお、この保険に付加されている年金額確定特約により、ご契約日の積立利率が据置期間および年金支払開始日以後の期間を通じて適用されます。したがって、積立利率は据置期間および年金支払開始日以後の期間を通じて一定になります。

### ●市場価格調整

解約払戻金のお支払い等の際には、市場価格調整を適用します。

解約払戻金等に、市場金利に応じて資産の時価の変動を反映する仕組みとなっているため、解約払戻金、年金一括支払の支払額等に、市場金利の変動に応じた市場価格調整が適用されます。

## ●即時払年金特則

ご契約者は、ご契約締結の際、ご契約日を年金支払開始日とする即時払年金特則を付加することができます。ご契約時に付加することで据え置かずに年金を受取れます。

ただし、この特則を付加する場合、ご指定いただける年金種類は年金総額保証付終身年金および純粋終身年金となります。

なお、後厚終身年金特約（米ドル建）を併せて付加することにより、年金総額保証付後厚終身年金についてもご選択することができます。

## ●ご契約上の注意

- この保険に配当金はありません。
- 据置期間をご契約後に変更（延長・短縮）することはできません。
- 基本保険金額を増額することはできません。
- 年金種類等のご変更はできません。
- 年金額確定特約のみの解約は取扱いません。

○しくみ図　（例）年金種類：確定年金、年金支払期間：10 年

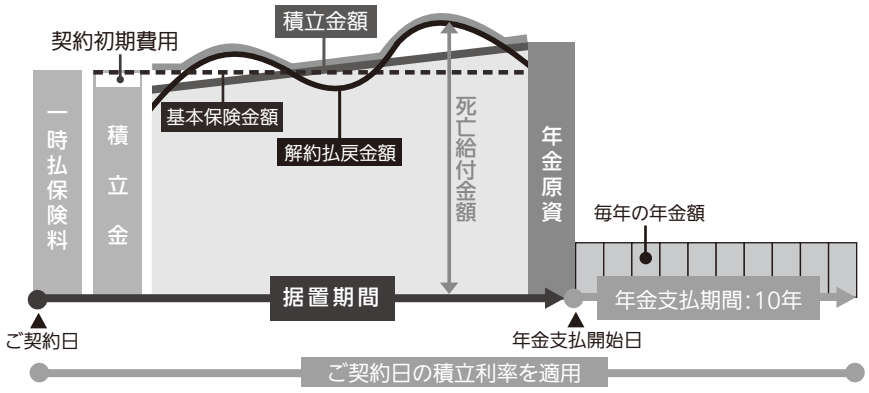

# ■給付金および年金について

## 据置期間中の保障内容について

### ●死亡給付金のお支払い

- 据置期間中に被保険者が亡くなられたときは、死亡給付金をお支払いします。

| 名称 | 死亡給付金 |
|---|---|
| 支払事由 | 被保険者が据置期間中に亡くなられたとき |
| 支払額 | 基本保険金額または被保険者が亡くなられた日における積立金相当額もしくは解約払戻金相当額のいずれか大きい金額 |
| 受取人 | 死亡給付金受取人 |

- 「基本保険金額」とは、死亡給付金をお支払いする場合に基準となる金額として、ご契約締結の際に、ご契約者のお申出によって定めた金額のことをいい、これと同額の金額をこのご契約の一時払保険料とします。ただし、ご契約締結後にその金額が変更されたときは、変更後の金額とします。
- 死亡給付金の支払事由が生じましたら、死亡給付金受取人はすみやかにカスタマーサービスセンターまでご連絡ください。

### ●死亡給付金受取人の変更

- ご契約者は死亡給付金の支払事由の発生前に限り、被保険者の同意を得た上で、死亡給付金受取人を変更することができます。
- 死亡給付金受取人を変更される場合には、当社へご通知ください。

※当社が通知を受ける前に変更前の死亡給付金受取人に死亡給付金をお支払いしたときは、そのお支払い後に変更後の死亡給付金受取人から死亡給付金の請求を受けても、当社は死亡給付金をお支払いしません。

### ●死亡給付金受取人が亡くなられたときは、すみやかにカスタマーサービスセンターまでご連絡ください

- 新しい死亡給付金受取人に変更する手続きをしていただきます。
- 死亡給付金受取人が亡くなられた時以後、死亡給付金受取人の変更手続きがとられていない間は、死亡給付金受取人の死亡時の法定相続人が死亡給付金受取人となります。

※死亡給付金受取人となった人が２人以上いる場合は、死亡給付金の受取割合は均等とします。

○（例）ご契約者・被保険者Ａさん、死亡給付金受取人Ｂさん

Ｂさん（死亡給付金受取人）が死亡し、死亡給付金受取人の変更手続きがとられていない間は、Ｂさんの死亡時の法定相続人であるＡさん、ＣさんとＤさんが死亡給付金受取人となります。その後、Ａさん（ご契約者、被保険者）が死亡した場合は、ＣさんとＤさんが死亡給付金受取人となります。この場合、ＣさんとＤさんの死亡給付金の受取割合は均等（それぞれ５割ずつ）となります。

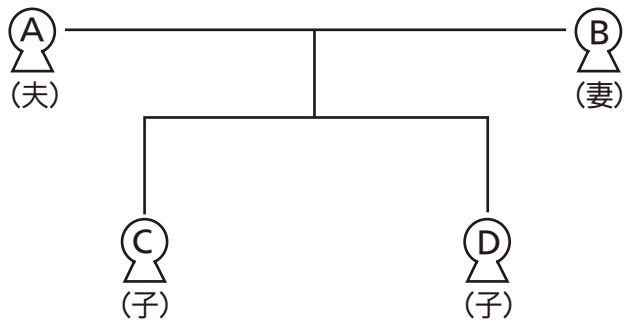


＜ご注意＞

※保険事故の発生形態によって種々の場合が生じることがありますので、カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。

### ●遺言による死亡給付金受取人の変更

- ご契約者は死亡給付金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡給付金受取人を変更することができます。この場合、ご契約者が亡くなられた後、ご契約者の相続人から当社へご通知ください。
- 死亡給付金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。

※当社が通知を受ける前に変更前の死亡給付金受取人に死亡給付金をお支払いしたときは、そのお支払い後に変更後の死亡給付金受取人から死亡給付金の請求を受けても、当社は死亡給付金をお支払いしません。

## 年金支払開始日以後の保障内容について

### ●年金のお支払い

- ご契約時に選択された年金の種類によって、毎年定額の年金をお支払いします。

| 名称 | 支払事由 | 支払額 | 受取人 |
|---|---|---|---|
| 年金総額保証付終身年金 | 年金支払開始日に被保険者が生存しているときであって、次のいずれかに該当したとき<br>①被保険者が年金支払日に生存していること<br>②被保険者が年金支払日に亡くなられているときであって、すでにお支払いした年金およびお支払いすることの確定した年金の合計額が保証金額より少ないこと | 年金原資にもとづき、ご契約日における当社の定める率等により計算した年金額。ただし、ご契約締結後にその年金額が変更されたときは、変更後の年金額。 | 年金受取人 |
| 確定年金（期間指定型） | 被保険者が年金支払開始日に生存しているときであって、年金支払期間中の年金支払日が到来したとき | 年金原資にもとづき、ご契約日における当社の定める率等により計算した年金額。ただし、ご契約締結後にその年金額が変更されたときは、変更後の年金額。 | 年金受取人 |
| 純粋終身年金 | 被保険者が年金支払日に生存しているとき | 年金原資にもとづき、ご契約日における当社の定める率等により計算した年金額。ただし、ご契約締結後にその年金額が変更されたときは、変更後の年金額。 | 年金受取人 |

＜ご注意＞

※募集代理店により、取扱が異なります。ご契約いただける「年金種類」「年金支払期間」および「年金支払開始年齢」等は、契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）をご参照ください。

※年金支払開始日において年金額が所定の金額に満たない場合には、年金によるお支払いを行わず、年金支払開始日の年金支払前の積立金（年金原資）を年金受取人にお支払いしてご契約は消滅します。

※年金の種類、保証金額割合および年金支払期間を変更することはできません。

- 次の期間中に被保険者が亡くなられても、その期間中は継続して年金をお支払いします。

| 年金種類 | 継続支払期間 |
|---|---|
| 年金総額保証付終身年金 | 受取保証部分の期間中 |
| 確定年金（期間指定型） | 年金支払期間中 |

＜ご注意＞

※年金の種類が純粋終身年金の場合、年金支払開始日以後に被保険者が亡くなられたときには、以後の年金のお支払はありません。

したがって、総受取年金額が一時払保険料を下回ることがあります。

【純粋終身年金の場合のイメージ図】

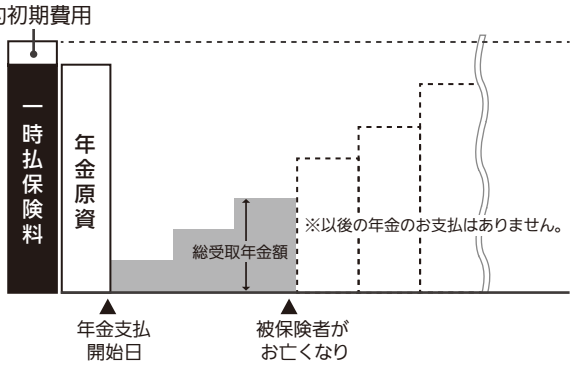


## ●年金の分割支払

- 年金受取人は、１年分の年金額を定額に分割する分割支払をご請求いただけます。
- 年金の支払期日は、年金の分割回数に応じてそれぞれ次のとおりとなります。

| 分割回数 | 支払期日 |
|---|---|
| 年 12 回払 | 年金支払日および年金支払日の毎月の応当日（応当日のない場合は、その月の末日とします。以下同じ） |
| 年６回払 | 年金支払日および年金支払日の２ヵ月後、４ヵ月後、６ヵ月後、８ヵ月後、10 ヵ月後の月単位の応当日 |
| 年４回払 | 年金支払日および年金支払日の３ヵ月後、６ヵ月後、９ヵ月後の月単位の応当日 |
| 年２回払 | 年金支払日および年金支払日の６ヵ月後の月単位の応当日 |

＜ご注意＞

※分割後の１回の支払額が所定の金額に満たないときは、お取扱いできません。

※募集代理店により、年金の分割支払のお取扱が異なります。

## ●年金受取人について

年金受取人は、年金支払開始日にご契約上の一切の権利義務を承継します。

## ●継続年金受取人のご指定

- ご契約者は、据置期間中に、被保険者の同意を得た上で、年金受取人が亡くなられたときに年金受取人のご契約上の一切の権利義務を承継する継続年金受取人をご指定いただきます。
- 継続年金受取人をご指定される場合には、当社へご通知ください。
- 年金支払開始日以後に年金受取人が亡くなられた場合は、次のとおりとします。
  - ・ 年金受取人が亡くなられた時に継続年金受取人が指定されているときは、継続年金受取人が年金受取人のご契約上の一切の権利義務を承継し、以後、継続年金受取人が年金受取人になるものとします。
  - ・ 年金受取人が亡くなられた時に継続年金受取人が指定されていないときは、継続年金受取人は被保険者とし、被保険者がいない場合には、年金受取人の法定相続人とします。
- 年金支払開始日前に年金受取人が亡くなられた場合で、その亡くなられた時以後、年金受取人の変更が行われずに年金支払開始日が到来したときは、次のとおりとします。
  - ・ 年金支払開始日に継続年金受取人が指定されているときは、継続年金受取人が年金受取人になるものとします。
  - ・ 年金支払開始日に継続年金受取人が指定されていないときは、継続年金受取人は被保険者とします。

## ●年金受取人または継続年金受取人の変更

- ご契約者は年金支払開始日前に限り、年金受取人は年金支払開始日以後に限り、被保険者の同意を得た上で、年金受取人または継続年金受取人を変更することができます。
- 年金受取人または継続年金受取人を変更される場合には、当社へご通知ください。

※当社が通知を受ける前に変更前の年金受取人に年金等をお支払いしたときは、そのお支払い後に変更後の年金受取人から年金等の請求を受けても、当社は年金等をお支払いしません。

## ●遺言による年金受取人および継続年金受取人の変更

ご契約者および年金受取人は、遺言により年金受取人および継続年金受取人を変更することはできません。

## ●年金の一括支払

- 年金支払開始日以後、年金受取人は、将来の年金支払にかえて、年金の一括支払をご請求いただけます。
- 年金の一括支払額は、市場価格調整を適用して計算するため、その金額は増減します。したがって、年金の一括支払をした場合、年金の一括支払額とすでにお支払いした総受取年金額の合計額が、一時払保険料を下回る場合があります。

＜ご注意＞

※年金の種類が純粋終身年金の場合、年金の一括支払はありません。

## ●年金の一括支払額の計算方法

- 年金の一括支払額は、年金の種類ごとに計算の基準となる金額に対して、市場金利情勢に応じた市場価格調整を適用した金額となります。
- 年金の一括支払額は次のとおり計算します。

  年金の一括支払額＝基準となる金額×（1 －年金一括支払計算基準日＊の市場価格調整率）

※「基準となる金額」とは、年金の種類に応じて次のとおりとなります。

| 年金種類 | 基準となる金額 |
|---|---|
| 年金総額保証付終身年金 | 受取保証部分の未払年金の現価 |
| 確定年金（期間指定型） | 残余年金支払期間に対する未払年金の現価 |

＊「年金一括支払計算基準日」とは、「年金の一括支払の完備された必要書類が当社に到着した日」をいいます。

## ●年金一括支払計算基準日の市場価格調整率

年金一括支払計算基準日の市場価格調整率は、次のとおり計算します。

$$\text{年金一括支払計算基準日の市場価格調整率} = 1 - \left( \frac{1+i}{1+j+c} \right)^{0.4\times(n+m-t)/12}$$

i　は、ご契約日に適用されている積立利率
j　は、年金一括支払計算基準日においてiと同様に計算される積立利率
c　は、金利変動等の影響を補正するための率（＊1）で、0.10%
n　は、据置期間の月数
m　は、年金一括支払可能な期間（＊2）の月数
t　は、ご契約日からの経過月数

＊1 年金一括支払額の計算に用いる利率を設定する時期（毎月1日～15日、16日～末日）と年金一括支払計算基準日の間に生じる金利変動や、運用資産の売却に係る取引費用等に備えるため、年金一括支払額を計算する際の市場価格調整において所定の係数（0.10%）を設定しています。

このため、「年金一括支払計算基準日の積立利率」が「契約日の積立利率」と同一であっても、年金一括支払計算基準日の未払年金の現価に対して経過年数ごとに一定率が控除されます。例えば、年金一括支払計算基準日の積立利率と契約日の積立利率が 2.00%の場合、年金一括支払計算基準日の未払年金の現価に対して年金支払開始日からの経過年数ごとに以下の値が控除されます。

| 経過年数 | 1 年 | 2 年 | 3 年 | 4 年 | 5 年 | 6 年 | 7 年 | 8 年 | 9 年 | 10 年 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 控除率 | 0.35% | 0.31% | 0.27% | 0.23% | 0.20% | 0.16% | 0.12% | 0.08% | 0.04% | 0.00% |

※年金の種類：10 年確定年金、据置期間：1年で計算しています。

＊2「年金一括支払可能な期間」とは、年金の種類に応じて次の期間とします。

| 年金種類 | 年金一括支払可能な期間 |
|---|---|
| 年金総額保証付終身年金 | 年金支払開始時の受取保証部分の期間 |
| 確定年金（期間指定型） | 年金支払期間 |

**○市場価格調整率の与える影響（未払年金の現価を 1 とした場合の年金の一括支払額）**

【ご契約例】

年金の種類：10 年確定年金 / 据置期間：1 年 / 積立利率：2.00%

| 年金支払開始日からの経過年数 | ご契約日の積立利率と年金一括支払計算基準日の積立利率の変動幅 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 2.00% 上昇 | 1.00% 上昇 | 0.50% 上昇 | 変化 なし | 0.10% 低下 | 0.50% 低下 | 1.00% 低下 |
| 1 | 0.929 | 0.962 | 0.979 | 0.997 | 1.000 | 1.014 | 1.032 |
| 2 | 0.937 | 0.966 | 0.981 | 0.997 | 1.000 | 1.013 | 1.029 |
| 3 | 0.945 | 0.970 | 0.984 | 0.997 | 1.000 | 1.011 | 1.025 |
| 4 | 0.952 | 0.975 | 0.986 | 0.998 | 1.000 | 1.010 | 1.022 |
| 5 | 0.960 | 0.979 | 0.988 | 0.998 | 1.000 | 1.008 | 1.018 |
| 6 | 0.968 | 0.983 | 0.991 | 0.998 | 1.000 | 1.006 | 1.014 |
| 7 | 0.976 | 0.987 | 0.993 | 0.999 | 1.000 | 1.005 | 1.011 |
| 8 | 0.984 | 0.992 | 0.995 | 0.999 | 1.000 | 1.003 | 1.007 |
| 9 | 0.992 | 0.996 | 0.998 | 1.000 | 1.000 | 1.002 | 1.004 |
| 10 | 1.000 | 1.000 | 1.000 | 1.000 | 1.000 | 1.000 | 1.000 |

※表の数値は、端数処理の関係から、実際の数値と異なるものもあります。

**○ 年金の一括支払額の計算例**

この計算例は、それぞれの条件の場合における年金の一括支払額の計算例です。なお、いずれも以下のご契約例を仮定して計算した例で将来の支払額を約束するものではありません。

【ご契約例】

年金の種類：10 年（120 ヵ月）確定年金

据置期間：5年（60 ヵ月）

基準となる金額：100,000 米ドル

ご契約日に適用されている積立利率：2.00%

ご契約日から年金一括支払計算基準日までの経過年数：10 年（120 ヵ月）

□年金一括支払計算基準日に計算される積立利率が 1.00%の場合

年金一括支払計算基準日の市場価格調整率 ＝

$$1-\left(\frac{1+2.00\%}{1+1.00\%+0.10\%}\right)^{0.4\times(60+120-120)/12} = -1.79\%$$

年金の一括支払額 ＝ 100,000米ドル ×（1－(－1.79%)）＝ 101,790米ドル

□年金一括支払計算基準日に計算される積立利率が 3.00%の場合

年金一括支払計算基準日の市場価格調整率 ＝

$$1-\left(\frac{1+2.00\%}{1+3.00\%+0.10\%}\right)^{0.4\times(60+120-120)/12} = 2.12\%$$

年金の一括支払額 ＝ 100,000米ドル ×（1－2.12%）＝ 97,880米ドル

**○年金の一括支払後のお取扱い**

年金の種類により以下のとおりとなります。

| 年金種類 | 年金の一括支払後のお取扱い |
|---|---|
| 年金総額保証付終身年金 | 受取保証部分の期間満了後、毎年の年金支払日に被保険者が生存されているときは、年金をお支払いします。 |
| 確定年金（期間指定型） | ご契約は、年金の一括支払を行った時に消滅します。 |

# ■積立利率と市場価格調整について

## ●積立利率について

- 「積立利率」とは、積立金に対し適用される利率をいい、基準金利に最大 1.0%（＊）を増減させた範囲内で当社の定めた率から、ご契約の締結に必要な費用としての新契約費率、ご契約の維持に必要な費用としての維持費率および死亡保障に必要な費用としての死亡保障費率を差引き、ご契約日ごとに毎月 2 回（1 日～ 15 日と 16 日～末日）設定されます。
- 積立利率は、ご契約日の対象期間ごとにその時の市場金利情勢に応じて設定され、据置期間および年金支払開始日以後の期間を通じて一定です。

＊基準金利の算出に用いる金利スワップと実際の運用資産との運用期間の差、積立利率の計算日から実際の運用開始までの金利リスクなどを考慮して定めます。

- 「基準金利」とは、その保険契約の年金の種類、据置期間および年金支払開始日以後の期間を通算した期間等にもとづき定まる当社所定の期間に応じた米ドル金利スワップレート（固定受け、変動払い（SOFR））をいいます。

  金利スワップレートとは、国際金融市場での中長期金利の代表的な指標です。公社債等の金融資産の利回りの基準として広く用いられ、資金を中長期で運用する際の目安となります。

  SOFR（Secured Overnight Financing Rate）とは、米国の銀行間取引の指標となる金利です。
- 将来の運用情勢の変化により金利スワップレートが消滅したときまたは長期間にわたりこの保険の運用対象と明らかに連動しなくなったとき等金利スワップレートを指標金利として用いることが適切でなくなった場合は、当社は、主務官庁の認可を得て、指標金利をこの保険の運用対象と連動する金利に変更することがあります。この場合、指標金利を変更する日の 2 ヵ月前までにご契約者にその旨を通知します。

＜ご注意＞

※積立利率は、その時の市場金利情勢等に応じて設定されます。ご契約日の積立利率は必ずご確認ください。

※据置期間中の積立金額は、積立金（一時払保険料から契約初期費用を差し引いたもの）につき、契約時に適用される積立利率によって計算されます。

そのため、積立利率は、一時払保険料に対する利回りではありません。

【積立利率と基準金利のイメージ】

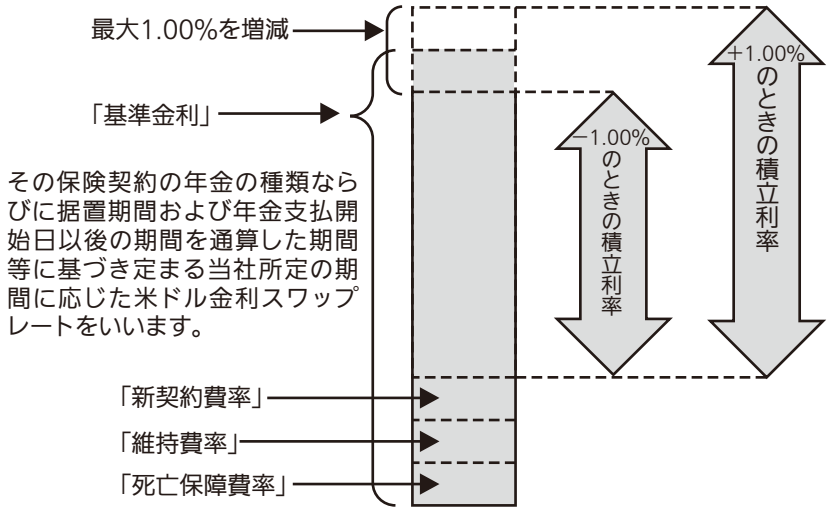

## ●市場価格調整について

解約払戻金のお支払い等の際には、市場価格調整を適用します。

### ●市場価格調整（Market Value Adjustment）

市場価格調整とは、解約払戻金等のお支払いの際に、その対象となる額に対する資産の時価を反映させる調整手法で、資産と負債（積立金）をマッチングさせるＡＬＭ（資産・負債総合管理）的要素を取り入れたものです。一般に国債等の固定金利資産に投資されている資産価格は、市場金利の変動に応じて価格が変動します。例えば、投資時点よりも市場金利が高くなると資産価値は減少し、一方、投資時点よりも市場金利が低くなると資産価値は増加する性質があります。

この市場価格調整を行うことにより、解約等が発生した時点で計算される積立利率が、ご契約時点（投資時点）で適用されている積立利率よりも低いときは、解約払戻金等の支払額は増加します。また、解約等が発生した時点で計算される積立利率が、ご契約時点（投資時点）で適用されている積立利率よりも高いときは、解約払戻金等の支払額は減少します。

なお、この保険では、解約等が発生した時点で計算される積立利率が、ご契約時点（投資時点）で適用されている積立利率よりも 0.10%超低下している場合に、解約払戻金等の支払額は増加します。逆に積立利率が上昇あるいは低下していてもその幅が 0.10%未満の場合は、解約払戻金等の支払額は減少します。

**○市場価格調整が適用される場合**

市場価格調整は、据置期間と年金支払開始日以後の期間において、次の場合に適用されます。

| 適用する場合 | 適用される市場価格調整 |
|---|---|
| 解約の場合 | 解約の必要書類が当社に到着した日（＊）（以下「解約計算基準日」といいます）の市場価格調整率を適用します。 |
| 年金の一括支払をする場合 | 年金の一括支払の必要書類が当社に到着した日（＊）（年金一括支払計算基準日）の市場価格調整率を適用します。 |

＊「必要書類が当社に到着した日」とは、完備された必要書類が当社に到着した日をいいます。

# ■死亡給付金等をお支払いできない場合について

死亡給付金等をお支払いできない場合があります。

**●免責事由に該当した場合**

次のいずれかにより、被保険者が亡くなられても、死亡給付金をお支払いすることはできません。

①責任開始の日からその日を含めて３年以内の被保険者の自殺

②戦争その他の変乱

③死亡給付金受取人の故意。ただし、その者が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の死亡給付金受取人にお支払いします。

④ご契約者の故意

＜ご注意＞

※ただし、上記①の場合で、精神疾患などによる自殺については死亡給付金をお支払いする場合もありますのでカスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。

※ただし、上記②の場合で、その原因により亡くなられた被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、当社は、その影響の程度に応じ、死亡給付金の全額をお支払い、または削減してお支払いすることがあります。

**●重大事由による解除の場合**

次のような事由に該当し、当社がご契約を解除した場合、その該当した事由の発生時以後に年金または死亡給付金（以下「死亡給付金等」といいます）の支払事由が生じていても、死亡給付金等をお支払いすることはできません（下記③の事由にのみ該当した場合で、複数の死亡給付金等の受取人のうちの一部の受取人だけが該当したときに限り、死亡給付金等のうち、その受取人にお支払いすることとなっていた死亡給付金等を除いた額を、他の受取人にお支払いします）。また、すでに死亡給付金等をお支払いしていたときでも、その返還を請求することができます。

なお、年金の受取人が下記③の事由のみに該当した場合で、その年金の受取人が年金の一部の受取人であるときは、契約のうち、その受取人に支払われるべき年金に対応する部分を解除するものとします。

①ご契約者または死亡給付金受取人がこの契約の死亡給付金を詐取する目的もしくは他人にこの契約の死亡給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます）をしたとき

②この契約の死亡給付金のご請求に関し、死亡給付金受取人に詐欺行為（未遂を含みます）があったとき

③ご契約者、被保険者、死亡給付金受取人または年金受取人が、反社会的勢力（＊１）に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係（＊２）を有していると認められるとき

④この契約に付加されている特約もしくは他の契約が重大事由によって解除され、またはご契約者、被保険者、死亡給付金受取人または年金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除される等により、当社のご契約者、被保険者、死亡給付金受取人または年金受取人に対する信頼を損ない、この契約を継続することを期待しえない上記①、②、③の事由と同等の事由があるとき

＊１ 暴力団、暴力団員（脱退後５年を経過しない者を含む）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

＊２ 反社会的勢力に対する資金等の提供または便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、ご契約者、死亡給付金受取人または年金受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配または実質的な関与があることもいいます。

**●不法取得目的による無効の場合**

ご契約者が死亡給付金を不法に取得する目的または他人に死亡給付金を不法に取得させる目的でご契約を締結されたときは、ご契約は無効となります。この場合には、お払込みいただいた一時払保険料は払戻しません。

### ●詐欺による取消の場合

ご契約者または被保険者の詐欺によりご契約を締結されたときは、ご契約は取り消されます。この場合には、お払込みいただいた一時払保険料は払戻しません。

# ■付加できる特則・特約について

## ●即時払年金特則

ご契約者は、ご契約締結の際、ご契約日を年金支払開始日とする即時払年金特則（年金額確定特約）を付加することができます。この場合、ご指定いただける年金の種類は、年金総額保証付終身年金および純粋終身年金となります。

| 名称 | 年金総額保証付終身年金 | 純粋終身年金 |
|---|---|---|
| 支払事由 | 年金支払開始日に被保険者が生存しているときであって、次のいずれかに該当したとき<br>①被保険者が年金支払日に生存し、年金の支払方法に応じた期日が到来したこと<br>②被保険者が年金支払日に亡くなられているときであって、すでにお支払いした年金およびお支払いすることの確定した年金の合計額が保証金額より少ないこと、かつ年金の支払方法に応じた期日が到来したこと | 被保険者が年金支払日に生存しているときであって、年金の支払方法に応じた期日が到来したとき |
| 支払額 | 年金額に対し年金の支払方法に応じて当社の定める方法により計算される金額 | 年金額に対し年金の支払方法に応じて当社の定める方法により計算される金額 |
| 受取人 | 年金受取人 | 年金受取人 |

＜ご注意＞

※後厚終身年金特約（米ドル建）を併せて付加することにより、年金総額保証付後厚終身年金をご選択することもできます。

### ○ 即時払年金の支払方法および支払期日

ご契約者は、当社の定める取扱範囲内で、即時払年金の支払方法をお選びいただけます。支払期日は支払方法に応じそれぞれ次のとおりとなります。

| 支払方法 | 支払期日 |
|---|---|
| 年 12 回払 | 年金支払日の翌月以後毎月の月単位の応当日の前日（応当日のない場合は、その月の末日とします。以下同じ）。ただし、第 1 回の支払期日は、年金支払開始日の 2 ヵ月後の月単位の応当日の前日とし、第1回のお支払いは第 2 回のお支払いと併せて行います。 |
| 年6回払 | 年金支払日の 2 ヵ月後、 4 ヵ月後、 6 ヵ月後、 8 ヵ月後、 10 ヵ月後および 12 ヵ月後の月単位の応当日の前日 |
| 年4回払 | 年金支払日の 3 ヵ月後、 6 ヵ月後、 9 ヵ月後および 12 ヵ月後の月単位の応当日の前日 |
| 年2回払 | 年金支払日の 6 ヵ月後および 12 ヵ月後の月単位の応当日の前日 |
| 年1回払 | 年金支払日の 12 ヵ月後の月単位の応当日の前日 |

＜ご注意＞

※支払方法の1回の支払額によっては、お取扱いできない支払方法があります。

※募集代理店により、年金の支払方法のお取扱が異なります。

### ○ 年金の一括支払

- 年金支払開始日以後、年金受取人は、将来の年金支払にかえて、年金の一括支払をご請求いただけます。
- 年金の一括支払額は、市場価格調整を適用して計算するため、その金額は増減します。したがって、年金の一括支払をした場合、年金の一括支払額とすでにお支払いした総受取年金額の合計額が、一時払保険料を下回る場合があります。

＜ご注意＞

※年金の種類が純粋終身年金の場合、年金の一括支払はありません。

○年金の一括支払額の計算方法

- 年金の一括支払額は、計算の基準となる金額に対して、市場金利情勢に応じた市場価格調整を適用した金額となります。
- 年金の一括支払額は次のとおり計算します。

  年金の一括支払額＝基準となる金額×（1 －年金一括支払計算基準日＊の市場価格調整率）

※「基準となる金額」とは、受取保証部分の未払年金の現価と年金支払日後の支払期日が未到来の年金の現価の合計額となります。

＊「年金一括支払計算基準日」とは、「年金の一括支払の完備された必要書類が当社に到着した日」をいいます。

※「年金一括支払計算基準日の市場価格調整率」等については前述をご参照ください。

＜ご注意＞

※ご契約日が年金支払開始日となることにより、以下のお取扱いはありません。

○死亡給付金

○解約

○基本保険金額の減額

※募集代理店によっては、この特則を付加できない場合があります。

## ●後厚終身年金特約（米ドル建）

- ご契約者は、ご契約締結の際に即時払年金特則（年金額確定特約）を付加する場合、年金種類を年金総額保証付後厚終身年金とする後厚終身年金特約（米ドル建）を付加することができます。
- 年金総額保証付後厚終身年金は、被保険者が生存している限り年金をお支払いし、後期の年金支払期間中は前期の年金支払期間中に比べて大きい額の年金をお支払いします。

| 名称 | 年金総額保証付後厚終身年金 |
|---|---|
| | 年金 |
| 支払事由 | 年金支払開始日以後、次のいずれかに該当したとき<br>①被保険者が年金支払日に生存し、年金の支払方法に応じた期日が到来したこと<br>②被保険者が年金支払日に亡くなられているときであって、すでにお支払いした年金およびお支払いすることの確定した年金の合計額が保証金額より少ないこと、かつ年金の支払方法に応じた期日が到来したこと |
| 支払額 | ①前期年金支払期間<br>前期基準年金額に対し、年金の支払方法に応じて当社の定める方法により計算される金額<br>②後期年金支払期間<br>後期基準年金額に対し、年金の支払方法に応じて当社の定める方法により計算される金額 |
| 受取人 | 年金受取人 |

○しくみ図　（例）年金の種類：年金総額保証付後厚終身年金

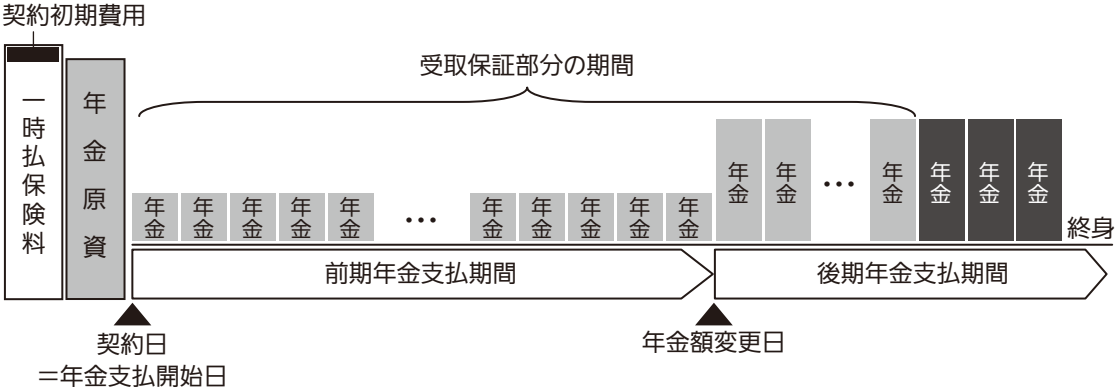

- この特約の締結の際、ご契約者は、後述の年金の支払方法のほか、以下について当社の定める範囲内で指定いただきます。

①年金額変更年齢

年金額変更年齢とは、年金額が変更となる被保険者の年齢をいい、被保険者がその年齢となる主契約の年単位の契約応当日を年金額変更日といいます。

なお、契約日からこの年金額変更日の前日までの期間を前期年金支払期間、年金額変更日以後の期間を後期年金支払期間といいます。

②前期年金支払率

前期年金支払率とは、前期基準年金額の計算に用いる率をいい、一時払保険料に前期年金支払率を乗じて得た金額が前期基準年金額になります。なお、後期基準年金額は、前期基準年金額および主契約の普通保険約款に規定する年金原資にもとづき、契約日における会社の定める率により計算されます。

③保証金額割合

一時払保険料に保証金額割合を乗じて得た金額を保証金額とします。

被保険者が亡くなられた場合でも、保証金額からすでにお支払いした年金を差引き、その残額があるときには、年金をお支払いします。

**＜ご注意＞**

※年金額変更年齢、前期年金支払率および保証金額割合を変更することはできません。

※募集代理店によっては、この特約を付加できない場合があります。

**○年金総額保証付後厚終身年金の支払方法および支払期日**

ご契約者は、年金総額保証付後厚終身年金について、当社の定める取扱範囲内で、前期年金支払期間および後期年金支払期間のそれぞれについて支払方法をお選びいただけます。支払期日は支払方法に応じそれぞれ次のとおりとなります。

| 支払方法 | 支払期日 |
|---|---|
| 年 12 回払 | 年金支払日の翌月以後毎月の月単位の応当日の前日（応当日のない場合は、その月の末日とします。以下同じ）。ただし、第1回の支払期日は、年金支払開始日の2ヵ月後の月単位の応当日の前日とし、第1回のお支払いは第2回のお支払いと併せて行います。 |
| 年6回払 | 年金支払日の2ヵ月後、4ヵ月後、6ヵ月後、8ヵ月後、10 ヵ月後および 12 ヵ月後の月単位の応当日の前日 |
| 年4回払 | 年金支払日の3ヵ月後、6ヵ月後、9ヵ月後および 12 ヵ月後の月単位の応当日の前日 |
| 年2回払 | 年金支払日の6ヵ月後および 12 ヵ月後の月単位の応当日の前日 |
| 年1回払 | 年金支払日の 12 ヵ月後の月単位の応当日の前日 |

**＜ご注意＞**

※支払方法の1回の支払額によっては、お取扱いできない支払方法があります。

※募集代理店により、年金の支払方法のお取扱が異なります。

**○年金の一括支払**

- 年金支払開始日以後、年金受取人は、将来の年金支払にかえて、年金の一括支払をご請求いただけます。
- 年金の一括支払額は、市場価格調整を適用して計算するため、その金額は増減します。したがって、年金の一括支払をした場合、年金の一括支払額とすでにお支払いした総受取年金額の合計額が、一時払保険料を下回る場合があります。

**○年金の一括支払額の計算方法**

- 年金の一括支払額は、計算の基準となる金額に対して、市場金利情勢に応じた市場価格調整を適用した金額となります。
- 年金の一括支払額は次のとおり計算します。

  年金の一括支払額＝基準となる金額×（1－年金一括支払計算基準日＊の市場価格調整率）

※「基準となる金額」とは、受取保証部分の未払年金の現価と年金支払日後の支払期日が未到来の年金の現価の合計額となります。

＊「年金一括支払計算基準日」とは、「年金の一括支払の完備された必要書類が当社に到着した日」をいいます。

**○年金一括支払計算基準日の市場価格調整率**

年金総額保証付後厚終身年金の「年金一括支払計算基準日の市場価格調整率」は次のとおり計算します。

ア．前期年金支払期間中の年金の一括支払の場合

$$\text{年金一括支払計算基準日の市場価格調整率} = 1 - \left(\frac{1+i}{1+j+c}\right)^{\{k\times(n-t)+0.4\times m\}/12}$$

イ．後期年金支払期間中の年金の一括支払の場合

$$\text{年金一括支払計算基準日の市場価格調整率} = 1 - \left(\frac{1+i}{1+j+c}\right)^{0.4\times(n+m-t)/12}$$

- i　は、契約に適用されている積立利率
- j　は、年金一括支払計算基準日においてiと同様に計算される積立利率
- c　は、金利変動等の影響を補正するための率（＊）で、0.10%
- k　は、前期年金支払率および契約年齢に応じた次の係数

| 前期年金支払率 | 契約年齢 | 係数 |
|---|---|---|
| 1.0% 未満 | ― | 1.0 |
| 1.0% 以上 | 50 歳以上 69 歳以下 | 0.8 |
| | 70 歳以上 89 歳以下 | 0.9 |

- n　は、前期年金支払期間の月数
- m　は、年金額変更日以後の受取保証部分の期間の月数
- t　は、契約日からの経過月数

＊年金一括支払額の計算に用いる利率を設定する時期（毎月1日～15日、16日～末日）と年金一括支払計算基準日の間に生じる金利変動や、運用資産の売却に係る取引費用等に備えるため、年金一括支払額を計算する際の市場価格調整において所定の係数（0.10%）を設定しています。

このため、「年金一括支払計算基準日の積立利率」が「契約日の積立利率」と同一であっても、年金一括支払計算基準日の未払年金の現価に対して経過年数ごとに一定率が控除されます。例えば、年金一括支払計算基準日の積立利率と契約日の積立利率が2.00%の場合、年金一括支払計算基準日の未払年金の現価に対して年金支払開始日からの経過年数ごとに以下の値が控除されます。

| 経過年数 | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 | 7年 | 8年 | 9年 | 10年 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 控除率 | 1.09% | 1.01% | 0.94% | 0.86% | 0.78% | 0.74% | 0.70% | 0.66% | 0.63% | 0.59% |

※契約年齢：60歳、前期年金支払率：1.00%、前期年金支払期間：5年、受取保証期間：25年で計算

しています。

**○年金の一括支払後のお取扱い**

受取保証部分の期間満了後、毎年の年金支払日に被保険者が生存されているときは、年金をお支払いします。

## ●保険料円入金特約

この特約を付加することにより、米ドル建の保険料を円によりお払込みいただけます。

| 対象 | 換算基準日 | 適用する為替レート |
|---|---|---|
| 一時払保険料（相当額） | 一時払保険料（相当額）の受領日 | 当社所定の為替レート（＊） |

＊「当社所定の為替レート」は、当社が指標として指定する金融機関が公示する、換算基準日におけるTTM（対顧客電信仲値）に為替手数料を含んだ額となります。円を米ドルに換算する場合は、TTM（対顧客電信仲値）に50銭を加えた金額となります。1日のうちにTTM（対顧客電信仲値）の公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。

※換算基準日が、当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、翌営業日となります。

※上記の為替レートは2022年1月現在のものであり、将来変更されることがあります。

**＜ご注意＞**

※募集代理店によっては、この特約を付加できない場合があります。

## ●円支払特約

この特約を付加することにより、米ドル建の解約払戻金および死亡給付金等を円によりお支払いします。

| 対象 | 換算基準日 | 適用する為替レート |
|---|---|---|
| 解約払戻金 | 必要書類が当社の本店に到着した日（＊1）の翌営業日 | 当社所定の為替レート（＊2） |
| 死亡給付金 | | |

＊1「必要書類が当社の本店に到着した日」とは、完備された必要書類が当社の本店に到着した日をいいます。

＊2「当社所定の為替レート」は、当社が指標として指定する金融機関が公示する、換算基準日におけるTTM（対顧客電信仲値）とします。1日のうちにTTM（対顧客電信仲値）の公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。

※換算基準日が、当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、翌営業日となります。

※上記の為替レートは2022年1月現在のものであり、将来変更されることがあります。

**＜ご注意＞**

※この特約を死亡給付金等の一部分のみに対して適用することはできません。

## ●年金円支払特約

- この特約を付加することにより、毎回の米ドル建の年金等を円によりお支払いします。

| 対象 | 換算基準日 | 適用する為替レート |
|---|---|---|
| 年金 | 年金支払日または必要書類が当社の本店に到着した日（＊1）の翌営業日のいずれか遅い日 | 当社所定の為替レート（＊2） |
| 年金の一括支払 | 必要書類が当社の本店に到着した日（＊1）の翌営業日 | |

＊1 「必要書類が当社の本店に到着した日」とは、完備された必要書類が当社の本店に到着した日をいいます。

＊2 「当社所定の為替レート」は、当社が指標として指定する金融機関が公示する、換算基準日におけるTTM（対顧客電信仲値）とします。1日のうちにTTM（対顧客電信仲値）の公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。

※換算基準日が、当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、翌営業日となります。

※上記の為替レートは2022年1月現在のものであり、将来変更されることがあります。

- 年金受取人は第1回の年金の請求時に限り、この特約を解約することができます。

＜ご注意＞

※この特約を付加して円により年金をお支払いした後は、毎回円での年金支払となり、以後の年金を米ドルによりお支払いすることはありません。

## ●新為替ターゲット特約

この特約を年金円支払特約と併せて付加することにより、毎回の米ドル建の年金を、為替水準に応じて円によりお支払いまたは米ドルにより据置くことができます。

### ●為替ターゲットレート

- 為替ターゲットレートとは、円による年金のお支払いまたは米ドルによる年金の据置きを決定する際の基準となる為替レートをいいます。
- ご契約者（第1回の年金の請求時以後は年金受取人）に特約付加申込日の年金円支払特約に定める当社所定の為替レートをもとに当社所定の範囲内でご指定いただけます。
- 年金支払開始日以後、毎回の為替判定日（年金円支払特約に定める年金円換算基準日）において、為替ターゲットレートを基準として、円による年金のお支払いまたは米ドルによる年金の据置きを決定します。

**●年金の円によるお支払い**

- 為替判定日において、年金円支払特約に定める当社所定の為替レートが為替ターゲットレートと同一または円安となった場合には、円により年金をお支払いし、円高となった場合には、米ドルにより年金を据置きます。
- 為替判定日において据置かれた年金（以下「据置年金」といいます）がある場合、据置年金を当社所定の利率により計算した利息と併せて円によりお支払いします。

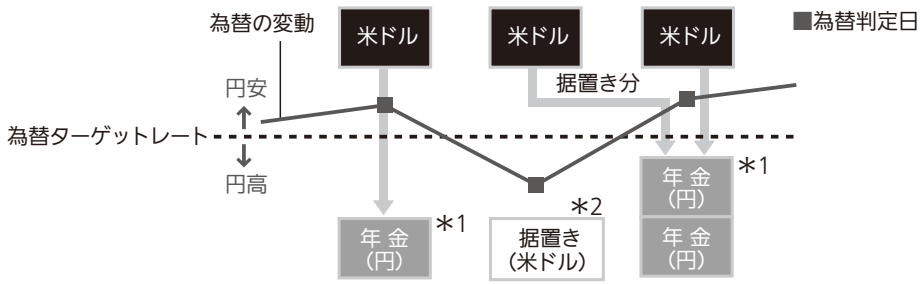


＊1 為替判定日における年金円支払特約に定める当社所定の為替レートが、為替ターゲットレートと同一または為替ターゲットレートよりも円安となった場合

⇒円により年金をお支払い

＊2 為替判定日における年金円支払特約に定める当社所定の為替レートが、為替ターゲットレートよりも円高となった場合

⇒米ドルにより年金を据置き

**●据置年金および利息の引出し**

年金受取人は、いつでも据置年金および利息の全額を円または米ドルにより引出すことができます。

**●最後の年金支払時のお取扱いについて**

最後の為替判定日における為替判定の結果、為替ターゲットレートと同一または円安となった場合には、円により年金をお支払いし、円高となった場合は、米ドルにより年金をお支払いします（最後の為替判定日において据置年金があるときについても、同様の取扱いとなります）。ただし、年金受取人からお申出があった場合には、円によりお支払いします。

**●その他のお取扱い**

- 主契約が消滅したときまたはこの特約が解約されたときに据置年金がある場合には、据置年金および利息の全額を米ドルによりお支払いします。ただし、年金受取人からお申出があった場合には、円によりお支払いします。
- 年金受取人は、主契約の第１回の年金の請求の時および年金支払開始日後、毎年の年金支払日の前日（主契約に即時払年金特則が適用された年金額確定特約が付加されている場合には、毎年の年金支払日の前々日とします）に、為替ターゲットレートの変更または新為替ターゲット特約の解約をすることができます。

**＜ご注意＞**

※主契約に付加されている年金円支払特約が解約されたときは、この特約は消滅します。

## ●指定代理請求特約

ご契約者（年金支払開始日以後は、年金受取人）が被保険者の同意を得て指定代理請求特約を付加し、指定代理請求人を指定することにより、年金受取人が年金を請求できない次の事情があるとき、この特約により年金受取人の代わりに年金の請求（代理請求）を行うことができます。

〇年金の請求を行う意思表示が困難であると当社が認めたとき

〇その他これに準じる状態であると当社が認めたとき

- 代理請求を行うことができるのは、被保険者が年金受取人となるご契約の年金の請求となります。
- 指定代理請求人は１名とし、次の範囲から指定していただきます。

・次の範囲内の者

①被保険者の戸籍上の配偶者

②被保険者の直系血族

③被保険者の兄弟姉妹

④被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の３親等内の親族

・上記のほか、次の範囲内の者で、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき相当な関係があると当社が認めた者

⑤被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている者

⑥被保険者の財産管理を行っている者

⑦死亡保険金（給付金）受取人等

⑧その他⑤⑥⑦までに掲げる者と同等の関係にある者

なお、指定代理請求人は年金の請求時において、上記の範囲内であることを要します。

- ご契約者（年金支払開始日以後は、年金受取人）が被保険者の同意を得て、指定代理請求人を上記の範囲内で変更することができます。
- 代理請求時に、指定代理請求人がすでに死亡している場合や上記の範囲外になっている場合等は、年金受取人の戸籍上の配偶者（戸籍上の配偶者がいない場合にはその年金受取人と生計を一にする３親等内の親族）が、当社の承諾を得て、年金受取人の代理人として年金を請求することができます。

**＜ご注意＞**

※指定代理請求人は、契約内容の変更等をすることはできません。

※故意に年金受取人を年金の請求ができない状態に該当させた指定代理請求人および故意に年金受取人を年金の請求ができない状態に該当させた年金受取人の代理人は、代理請求を行うことはできません。

※代理人から年金の請求を受け、年金をお支払いした場合で、その年金の請求を受けても重複してその年金をお支払いしません。

# ■ご契約後について

## ●各種変更・請求手続きについて

- 次の場合には、すみやかにご契約者よりカスタマーサービスセンターまでご連絡ください。

  ご契約の証券番号、ご契約者と被保険者の氏名、ご契約年月日をあらかじめご確認のうえ、ご連絡いただきますと、より早く正確にご回答申し上げることができます。

  ○転居、町名変更等により住所を変更される場合

  ○ご契約者、死亡給付金受取人等の変更や改姓、改名による名義の変更をご希望の場合

  ○ご契約内容の変更をご希望の場合

  ○保険証券を紛失された場合

  ○その他必要書類や請求書記入方法等のご質問

**＜ご注意＞**

※当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所を変更された場合には、必ずご連絡ください。

- 各種変更・請求手続きのための必要書類は約款の「請求手続」に記載されています。ただし、当社は記載以外の書類のご提出を求めたり、一部の省略を認めることがありますので、各種手続きの必要が生じた場合には、カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。

## ●カスタマーサービスセンターについて

お電話により、次のサービスをご利用いただけます。

○ご契約内容等のご照会

○各種請求書類のお取寄せ

【お問い合わせ先】

カスタマーサービスセンター　0120-001-262

受付時間：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9：00 ～ 17：00

※お客さまからのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただいております。

※お問い合わせの際は、証券番号をご確認のうえ、ご契約者または年金受取人ご本人よりお願いいたします。

## ●年金・死亡給付金のお支払期限について

- 支払事由が生じた年金・死亡給付金のご請求があった場合、必要書類が当社に到着した日（＊）の翌日からその日を含めて 5 営業日以内にお支払いします。ただし、年金・死亡給付金をお支払いするための確認・照会・調査が必要な場合は、次のとおりとなります。

| | | |
|---|---|---|
| ① | 年金・死亡給付金をお支払いするための確認が必要な次の場合には、必要書類が当社に到着した日（＊）の翌日からその日を含めて 45 日を経過する日以内にお支払いします。<br>• 年金・死亡給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合<br>• 死亡給付金の免責事由に該当する可能性がある場合<br>• 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合 | |
| ② | 上記①の確認をするために特別な照会や調査が必要な次の場合には、必要書類が当社に到着した日（＊）の翌日からその日を含めてそれぞれに定める日数（複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日以内にお支払いします。 | |
| | • 医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会が必要な場合 | 60 日 |
| | • 弁護士法に基づく照会その他の法令に基づく照会が必要な場合 | 180 日 |
| | • 研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定が必要な場合 | 180 日 |
| | • ご契約者、被保険者または死亡給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等で明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会が必要な場合 | 180 日 |
| | • 日本国外における調査が必要な場合 | 180 日 |

＊「必要書類が当社に到着した日」とは、完備された必要書類が当社に到着した日（年金の場合は、年金支払日または完備された必要書類が当社に到着した日のいずれか遅い日）をいいます。

- 年金・死亡給付金をお支払いするための上記①および②の確認等に際し、ご契約者・被保険者・死亡給付金受取人・年金受取人が正当な理由なくその確認等を妨げ、または確認等に応じなかったときは、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金・死亡給付金をお支払いしません。

## ●基本保険金額の減額

- ご契約者は、据置期間中であればいつでも、基本保険金額を減額することができます。ただし、減額後の基本保険金額が所定の金額に満たないときは、お取扱いしません。
- 基本保険金額を減額したときは、同じ割合で年金額および積立金額についても減額されるものとします。
- 減額を行った場合、減額分は解約したものとして取扱い、解約払戻金がある場合には、ご契約者にお支払いします。

## ●年金種類等の変更

ご契約の申込時にお選びいただいた年金の種類、保証金額割合および年金支払期間は、以後変更することができません。

## ●解約について

- ご契約者は、据置期間中であればいつでも、ご契約を解約して解約払戻金を受取ることができます。ただし、解約されたときの解約払戻金は、一時払保険料より少ない金額になる場合があります。
- 解約払戻金は、必要書類が当社に到着した日（＊）の翌日からその日を含めて 5 営業日以内にお支払いします。

＊「必要書類が当社に到着した日」とは、完備された必要書類が当社に到着した日をいいます。

## ●解約払戻金額の計算方法

- 解約された場合、実際にお支払いする解約払戻金は、解約計算基準日の積立金に対して市場金利情勢に応じた市場価格調整を適用した金額となります。
- 解約払戻金は積立金をもとに次のとおり計算します。
  解約払戻金＝解約計算基準日の積立金×（1 －解約計算基準日の市場価格調整率）

## ●解約計算基準日の市場価格調整率

解約計算基準日の市場価格調整率は、次のとおり計算します。

$$\text{解約計算基準日の市場価格調整率} = 1 - \left( \frac{1+i}{1+j+c} \right)^{\{k \times (n-t) + 0.4 \times m\}/12 + m'}$$

i　は、ご契約日に適用されている積立利率

j　は、解約計算基準日においてｉと同様に計算される積立利率

c　は、金利変動等の影響を補正するための率（＊１）で、0.10%

k　は、年金支払開始年齢に応じた次の係数

| 年金支払開始年齢 | 係数 | 年金支払開始年齢 | 係数 |
|---|---|---|---|
| 69 歳以下 | 1.00 | 80 歳以上 84 歳以下 | 0.70 |
| 70 歳以上 79 歳以下 | 0.85 | 85 歳以上 | 0.55 |

n　は、据置期間の月数

m　は、年金一括支払可能な期間（＊２）の月数（年金種類が純粋終身年金の場合は m=0）

m’は、年金種類に応じた次の係数

| 年金種類 | 係数 |
|---|---|
| 純粋終身年金 | k × 10 |
| 上記以外の年金種類 | 0 |

t　は、ご契約日からの経過月数

＊1 解約払戻金額の計算に用いる利率を設定する時期（毎月１日～ 15 日、16 日～末日）と解約計算基準日の間に生じる金利変動や、運用資産の売却に係る取引費用等に備えるため、解約払戻金額を計算する際の市場価格調整において所定の係数（0.10%）を設定しています。

このため、「解約計算基準日の積立利率」が「契約日の積立利率」と同一であっても、解約計算基準日の積立金に対して経過年数ごとに一定率が控除されます。例えば、解約計算基準日の積立利率と契約日の積立利率が 2.00%の場合、解約計算基準日の積立金に対してご契約日からの経過年数ごとに以下の値が控除されます。

| 経過年数 | １年 | ２年 | ３年 | ４年 | ５年 | ６年 | ７年 | ８年 | ９年 | 10 年 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 控除率 | 1.27% | 1.17% | 1.07% | 0.98% | 0.88% | 0.78% | 0.68% | 0.59% | 0.49% | 0.39% |

※年金支払開始年齢：65 歳、年金の種類：10 年確定年金、据置期間：10 年で計算しています。

＊2「年金一括支払可能な期間」とは、年金の種類に応じて次の期間とします。

| 年金種類 | 年金一括支払可能な期間 |
|---|---|
| 年金総額保証付終身年金 | 年金支払開始時の受取保証部分の期間 |
| 確定年金（期間指定型） | 年金支払期間 |

**○市場価格調整率の与える影響（解約計算基準日の積立金額を１とした場合の解約払戻金額）**

【ご契約例】

年金支払開始年齢：65 歳 / 年金の種類：10 年確定年金 / 据置期間：10 年 / 積立利率：2.00%

| ご契約日からの経過年数 | ご契約日の積立利率と解約計算基準日の積立利率の変動幅 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 2.00%上昇 | 1.00%上昇 | 0.50%上昇 | 変化なし | 0.10%低下 | 0.50%低下 | 1.00%低下 |
| 1 | 0.767 | 0.870 | 0.927 | 0.987 | 1.000 | 1.052 | 1.122 |
| 2 | 0.783 | 0.879 | 0.932 | 0.988 | 1.000 | 1.048 | 1.112 |
| 3 | 0.799 | 0.889 | 0.938 | 0.989 | 1.000 | 1.044 | 1.102 |
| 4 | 0.816 | 0.898 | 0.943 | 0.990 | 1.000 | 1.040 | 1.093 |
| 5 | 0.832 | 0.908 | 0.949 | 0.991 | 1.000 | 1.036 | 1.083 |
| 6 | 0.850 | 0.918 | 0.954 | 0.992 | 1.000 | 1.032 | 1.074 |
| 7 | 0.867 | 0.928 | 0.960 | 0.993 | 1.000 | 1.028 | 1.064 |
| 8 | 0.885 | 0.938 | 0.965 | 0.994 | 1.000 | 1.024 | 1.055 |
| 9 | 0.903 | 0.948 | 0.971 | 0.995 | 1.000 | 1.020 | 1.045 |
| 10 | 0.922 | 0.958 | 0.977 | 0.996 | 1.000 | 1.016 | 1.036 |

※表の数値は、端数処理の関係から、実際の数値と異なるものもあります。

**○ 解約払戻金額の計算例**

この計算例は、それぞれの条件の場合における解約払戻金額の計算例です。なお、いずれも以下のご契約例を仮定して計算した例で将来の支払額を約束するものではありません。

【ご契約例】

年金支払開始年齢：65 歳

年金の種類：10 年（120 ヵ月）確定年金

据置期間：５年（60 ヵ月）

解約計算基準日の積立金額：100,000 米ドル

ご契約日に適用されている積立利率：2.00%

ご契約日から解約計算基準日までの経過年数：３年（36 ヵ月）

□解約計算基準日に計算される積立利率が 1.00%の場合

$$\text{解約計算基準日の市場価格調整率} = 1 - \left( \frac{1+2.00\%}{1+1.00\%+0.10\%} \right)^{\{1.00\times(60-36)+0.4\times120\}/12}$$

$$= -5.46\%$$

解約払戻金額 ＝ 100,000米ドル ×（1－(－5.46%)）＝ 105,460米ドル

□解約計算基準日に計算される積立利率が 3.00%の場合

$$\text{解約計算基準日の市場価格調整率} = 1 - \left( \frac{1+2.00\%}{1+3.00\%+0.10\%} \right)^{\{1.00\times(60-36)+0.4\times120\}/12}$$

$$= 6.23\%$$

解約払戻金額 ＝ 100,000米ドル ×（1－6.23%）＝ 93,770米ドル

## ●被保険者によるご契約者への解約請求について

被保険者とご契約者が異なるご契約の場合、次に掲げる事由に該当するときは、被保険者はご契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。

この場合、被保険者から解約の請求を受けたご契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。

①ご契約者または死亡給付金受取人が当社に保険給付を行わせることを目的として死亡給付金のお支払事由を発生させようとした場合

②死亡給付金受取人が当該生命保険契約に基づく保険給付の請求について詐欺を行った、または行おうとした場合

③上記①②の他、被保険者のご契約者または死亡給付金受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合

④ご契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者がご契約のお申込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

## ●差押債権者、破産管財人等による解約について

ご契約者の差押債権者、破産管財人等（以下、「債権者等」といいます）によるご契約の解約は、解約の通知が当社に到達した時から１ヵ月を経過した日に効力を生じます。

## ●死亡給付金受取人によるご契約の存続について

- 債権者等が解約の通知を行った場合でも、解約が当社に通知された時において、以下のすべてを満たす死亡給付金受取人は、ご契約を存続させることができます。
  - ・ご契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
  - ・ご契約者でないこと
- 死亡給付金受取人がご契約を存続させるためには、解約の通知が当社に到達した時から１ヵ月を経過する日までの間に、以下のすべての手続きを行う必要があります。
  - ①ご契約者の同意を得ること
  - ②解約の通知が当社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に対して支払うこと
  - ③上記②について、債権者等に支払った旨を当社に対して通知すること（当社への通知についても期間内に行うこと）
- 解約の通知が当社に到達した時から１ヵ月を経過する日までの間に年金支払開始日が到来することとなっている場合は、このお取扱いは適用せず、解約の通知が当社に到達した時に解約の効力が生じます。

## ●管轄裁判所

このご契約における年金、死亡給付金等のご請求に関する訴訟については、当社の本店の所在地または年金受取人もしくは死亡給付金受取人（２人以上いるときは、その代表者とします）の住所地を管轄する高等裁判所（本庁とします）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

## ●時効

年金、死亡給付金、解約払戻金等のご請求は、請求権者が権利を行使できるようになった時から３年を経過しますと、その権利がなくなりますので、ご注意ください。

# ■生命保険料控除と税金について

## ●生命保険料控除

お払込みいただいた一時払保険料は「一般の生命保険料控除」の対象となりますので、その年の所得税と住民税のご負担が軽減されます。

＜ご注意＞

※「個人年金保険料控除」の対象ではありませんのでご注意ください。

**○生命保険料控除の対象となるご契約**

納税する人が保険料を支払い、受取人がご自身または配偶者、その他の親族であるご契約です。

**○生命保険料控除の対象となる保険料**

1月から12月までにお払込みいただいた保険料の合計額です。

□所得税の生命保険料控除

| 年間正味払込保険料 | 生命保険料控除額 |
|---|---|
| 80,000円をこえるとき | 一律に40,000円 |

□住民税の生命保険料控除

| 年間正味払込保険料 | 生命保険料控除額 |
|---|---|
| 56,000円をこえるとき | 一律に28,000円 |

**○生命保険料控除の手続き**

生命保険料控除をお受けになるには、申告が必要です。当社より、「生命保険料控除証明書（一般用）」を発行しますので、次の要領で申告してください。

□給与所得者

「給与所得者の保険料控除申告書」に、「生命保険料控除証明書（一般用）」を添付して勤務先に提出し、年末調整を受けてください。

□申告納税者

事業所得者等の申告納税者の方は、確定申告の際、「確定申告書」に生命保険料控除対象額を記入し、「生命保険料控除証明書」を添付して、2月16日から3月15日の間に税務署に提出し、控除を受けてください。

## ●死亡給付金に対する課税

| ご契約内容 | ご契約例 | | | 税金の種類 |
|---|---|---|---|---|
| | 契約者 | 被保険者 | 死亡給付金受取人 | |
| ご契約者と被保険者が同一人で受取人が相続人の場合 | 夫 | 夫 | 妻 | 相続税 |
| | 夫 | 夫 | 子 | |
| 受取人がご契約者自身の場合 | 夫 | 妻 | 夫 | 所得税（一時所得）＋住民税 |
| ご契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合 | 夫 | 妻 | 子 | 贈与税 |

### ●年金受取時の課税

| ご契約内容 | 課税時 | | 税金の種類 |
|---|---|---|---|
| ご契約者が年金受取人の場合 | 毎年の年金支払時 | | 所得税（雑所得）＋住民税 |
| | 年金の一括支払時 | 年金総額保証付終身年金 | 所得税（雑所得）＋住民税 |
| | | 年金総額保証付後厚終身年金 | |
| | | 確定年金（期間指定型） | 所得税（一時所得）＋住民税 |

※契約者と年金受取人が異なる場合、年金受取開始時に年金受給権の評価額に対し贈与税が課税されます。また、毎年の年金受取時に所得税（雑所得）・住民税が課税されます。

### ●解約払戻金に対する課税

- 年金の種類が年金総額保証付終身年金および純粋終身年金の場合

  解約差益（解約払戻金額と一時払保険料との差額）は一時所得として所得税・住民税の対象となります。
- 年金の種類が確定年金の場合

  ご契約から５年以内に解約された場合には、解約差益（解約払戻金額と一時払保険料との差額）が一律 20.315%の源泉分離課税の対象となります。５年をこえて解約された場合には、一時所得として所得税・住民税の対象となります。

### ●税務取扱上の適用為替レート

この契約にかかる金銭の授受は、全て米ドルにより行われますが、日本において契約される生命保険契約ですので、税法上のお取扱いについては、他の円建の生命保険と同じになります。

円換算時に用いる為替レートは、一般的に次の為替レートを適用し、円に換算するものとされています。詳しくは、税務署等にご確認ください。

| 対象 | 換算基準日 | 適用為替レート（＊1） |
|---|---|---|
| 保険料 | 一時払保険料の受領日 | TTM |
| 死亡給付金 | 支払事由発生日（相続税・贈与税の対象となる場合） | TTB（＊2） |
| | 支払事由発生日（所得税の対象となる場合） | TTM |
| 年金 | 年金支払日 | TTM |
| 年金の一括支払 | 必要書類の当社到着日 | TTM |
| 解約払戻金 | 必要書類の当社到着日（源泉分離課税の対象となる場合） | TTB（＊2） |
| | 必要書類の当社到着日（所得税の対象となる場合） | TTM |

※保険料円入金特約（＊3）、年金円支払特約または円支払特約を付加する場合、円で行われた金銭の授受については、実際に授受された円の金額により税務計算します。

＊1 当社が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における最終の値となります。

＊2 「TTB（対顧客電信買相場）」とは、金融機関で外国通貨を円に替える場合の為替レートのことです。

＊3 募集代理店によっては、保険料円入金特約を付加できない場合があります。

### ●税務取扱上のご注意

- 税務のお取扱いについては 2022 年 1 月現在の税制にもとづくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別のお取扱い等につきましては、所轄の税務署等にご確認ください。
- 2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までの所得について、所得税とあわせて復興特別所得税として「基準所得税額× 2.1%」が課税されます。

# 約　　款

- 積立利率金利連動型年金（米ドル建）普通保険約款
- 年金額確定特約
- 後厚終身年金特約（米ドル建）
- 保険料円入金特約
- 円支払特約
- 年金円支払特約
- 新為替ターゲット特約
- 指定代理請求特約
- 情報端末による保険契約の申込等に関する特約

## 積立利率金利連動型年金（米ドル建）普通保険約款　目次

### この年金保険の内容

### 1. 通貨

第1条　通貨

### 2. 会社の責任開始期

第2条　会社の責任開始期

### 3. 用語の意義、年金額、年金の種類および年金の型

第3条　用語の意義
第4条　年金額
第5条　年金の種類

### 4. 年金の支払

第6条　年金の支払
第7条　年金受取人および継続年金受取人
第8条　年金の分割支払
第9条　年金の一括支払

### 5. 死亡給付金の支払

第 10 条 死亡給付金の支払

### 6. 年金または死亡給付金の請求・支払の時期および場所

第 11 条 年金または死亡給付金の請求・支払の時期および場所

### 7. 契約の無効、取消および解除

第 12 条 不法取得目的による無効
第 13 条 詐欺による取消
第 14 条 告知義務
第 15 条 重大事由による解除

### 8. 解約

第 16 条 解約

### 9. 払戻金の支払

第 17 条 払戻金の支払

### 10. 契約内容の変更

第 18 条 基本保険金額の減額
第 19 条 年金支払開始日の繰延べ
第 20 条 年金の種類または年金支払期間の変更

### 11. 契約者、死亡給付金受取人または年金受取人の変更

第 21 条 契約者の変更
第 22 条 会社への通知による死亡給付金受取人の変更
第 23 条 会社への通知による年金受取人または継続年金受取人の変更
第 24 条 遺言による死亡給付金受取人の変更
第 25 条 遺言による年金受取人および継続年金受取人の変更

## 12. 契約者、死亡給付金受取人または年金受取人の代表者

第 26 条　契約者、死亡給付金受取人または年金受取人の代表者

## 13. 契約者の住所の変更

第 27 条　契約者の住所の変更

## 14. 被保険者の業務、転居および旅行

第 28 条　被保険者の業務、転居および旅行

## 15. 年齢の計算および年齢または性別の誤りの処理

第 29 条　年齢の計算
第 30 条　年齢または性別の誤りの処理

## 16. 契約者配当金

第 31 条　契約者配当金

## 17. 請求手続

第 32 条　請求手続

## 18. 管轄裁判所

第 33 条　管轄裁判所

## 19. 時効

第 34 条　時効

## 20. 死亡給付金受取人による契約の存続

第 35 条　死亡給付金受取人による契約の存続

## 21. 法人契約の特則

第 36 条　法人契約の特則

「別表」　解約払戻金
　　（備考）

## 積立利率金利連動型年金（米ドル建）普通保険約款

### この年金保険の内容

この年金保険は、被保険者が所定の年齢に達した時から年金を支払うことを主な内容としたアメリカ合衆国通貨建の保険料一時払の保険で、給付の内容は次のとおりです。

1. 年金
   （1）年金総額保証付終身年金
   年金支払開始日以後、被保険者が生存している限り、終身にわたって年金を支払います。また、年金支払開始日以後、被保険者が死亡した場合でも、年金原資と基本保険金額のいずれか大きい金額からすでに支払った年金を差し引き、その残額があるときには、年金を支払います。
   （2）確定年金
   年金支払開始日に被保険者が生存している場合、年金支払期間中年金を支払います。
2. 死亡給付金
   被保険者が、年金支払開始日前に死亡したときに支払います。

### 1．通貨

**第1条** この年金保険契約（以下「契約」といいます。）における通貨は、アメリカ合衆国通貨（以下「米ドル」といいます。）とします。

2. 一時払保険料の払込または年金の支払等、この契約に係る金銭の授受は、全て米ドルをもって行います。

### 2．会社の責任開始期

**第2条** 会社は、次の時から契約上の責任を負います。
（1）契約の申込を承諾した後に一時払保険料を受け取った場合
一時払保険料を受け取った時
（2）一時払保険料相当額を受け取った後に契約の申込を承諾した場合
一時払保険料相当額を受け取った時

2. 前項の規定による会社の責任開始の日を契約日とし、保険期間はその日を含めて計算します。
3. 会社が契約の申込を承諾した場合には、保険証券を交付します。保険証券には、契約を締結した日を記載せず、前項の契約日を記載します。

### 3．用語の意義、年金額、年金の種類および年金の型

（用語の意義）

**第3条** この普通保険約款において使用される次の各号の用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。
（1）「基本保険金額」
「基本保険金額」とは、死亡給付金を支払う場合に基準となる金額として、契約締結の際に、会社の定める金額の範囲内で、年金保険契約者（以下「契約者」といいます。）の申出によって定めた金額をいい、これと同額の金額をこの契約の一時払保険料とします。ただし、契約締結後にその金額が変更されたときは、変更後の金額をいいます。
（2）「積立金」
「積立金」とは、将来の年金および死亡給付金を支払うために、一時払保険料より会社所定の契約初期費用を控除した額から積み立てる金額をいい、会社の定める方法により計算した利率（以下「積立利率」といいます。）を適用して、経過した年月日数により計算します。
（3）「基準金利」
①「基準金利」とは、契約日から契約締結の際に定めた年金支払開始日の前日までの期間（以下「据置期間」といいます。）に応じた米ドル金利スワップレートをいい、積立利率の設定に用います。

②前記①の規定にかかわらず、将来の運用情勢の変化により金利スワップレートが消滅したときまたは長期間にわたりこの保険の運用対象と明らかに連動しなくなったときなど金利スワップレートを指標金利として用いることが適切でなくなった場合は、会社は、主務官庁の認可を得て、指標金利をこの保険の運用対象と連動する金利に変更することがあります。この場合、指標金利を変更する日の2ヵ月前までに契約者にその旨を通知します。

（4）「積立利率」

①「積立利率」とは、基準金利に最大1.0%を増減させた範囲内で会社の定めた率から、契約の締結に必要な費用としての新契約費率、契約の維持に必要な費用としての維持費率および死亡保障に必要な費用としての死亡保障費率を差し引いた率をいい、据置期間において適用します。なお、年金支払開始日以後の期間については、年金支払開始日における会社所定の利率を適用します。

②前記①の「積立利率」および「会社所定の利率」は、会社の定める「最低保証積立利率」および「最低保証利率」を下回ることはありません。

（5）「年金原資」

「年金原資」とは、年金支払開始日における年金支払前の積立金をいいます。

（6）「年金支払開始日」

「年金支払開始日」とは、被保険者の年齢が年金支払開始年齢に達する年単位の契約応当日をいいます。

（7）「年金支払日」

「年金支払日」とは、年金支払開始日以後の毎年の応当日をいいます。（年金支払開始日を含みます。）

**（年金額）**

**第4条** この契約の年金支払開始日以後に支払われる年金額は、年金原資にもとづき、年金支払開始日の会社の定める率により計算した金額とします。

2. 年金支払開始日の年金額は会社の定める金額を限度とし、その限度をこえることとなる場合には、そのこえる部分に対応する年金原資を年金支払開始日に年金受取人に支払います。

3. 会社は、毎年の年金支払日に会社所定の年金管理費を積立金から控除します。

**（年金の種類）**

**第5条** この契約の年金の種類は次のとおりとし、契約締結の際、会社の定める取扱範囲内で、契約者の申出によって定めます。

（1）年金総額保証付終身年金

被保険者の生死にかかわらず、年金支払の場合には、年金原資と基本保険金額のいずれか大きい金額（以下「保証金額」といいます。）を保証します。

（2）確定年金

年金支払期間は、会社の定める期間の範囲内から、契約者が指定した期間とします。

## 4．年金の支払

**（年金の支払）**

**第6条** この契約の年金の支払事由が生じたときは、会社は、その支払事由に応じて年金を受取人に支払います。この契約の年金の支払は、次のとおりです。

| | |
|---|---|
| 名称 | （1）年金総額保証付終身年金<br>年金 |
| 支払事由 | 年金支払開始日以後、次のいずれかに該当したとき<br>①被保険者が年金支払日に生存していること<br>②被保険者が年金支払日に死亡しているときであって、すでに支払った年金および支払うことの確定した年金の合計額が保証金額より少ないこと |
| 支払額 | 年金額 |

| | |
|---|---|
| 受取人 | 第7条（年金受取人および継続年金受取人）に規定する年金受取人 |

| | |
|---|---|
| 名称 | （2）確定年金 |
| | 年金 |
| 支払事由 | 被保険者が年金支払開始日に生存しているときであって、年金支払期間中の年金支払日が到来したとき |
| 支払額 | 年金額 |
| 受取人 | 第7条に規定する年金受取人 |

2. 年金総額保証付終身年金においては保証金額からすでに支払った年金および支払うことの確定した年金の合計額を差し引いた残額がなくなった後に、被保険者が死亡したときは、契約は消滅します。
3. 被保険者の生死がわからない場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、被保険者が死亡したときに準じて取り扱います。
4. 第1項の規定にかかわらず、年金支払開始日において、年金額が会社の定めた額に達しない場合には、会社は、その日に契約が消滅したものとみなし、年金原資を年金受取人に支払います。

**（年金受取人および継続年金受取人）**

**第7条** 年金受取人は、契約者または被保険者のうちから、契約者が指定するものとし、年金支払開始日に契約上の一切の権利義務を承継するものとします。

2. 契約者は、年金支払開始日前に、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、年金受取人が死亡したときに年金受取人の契約上の一切の権利義務を承継すべき者（以下「継続年金受取人」といいます。）を指定して下さい。
3. 年金支払開始日以後に年金受取人が死亡した場合には、次のとおりとします。
   （1）年金受取人の死亡時に継続年金受取人が指定されているときは、継続年金受取人が年金受取人の契約上の一切の権利義務を承継し、以後、継続年金受取人が年金受取人になるものとします。
   （2）年金受取人の死亡時に、継続年金受取人が指定されていないとき、または、継続年金受取人がすでに死亡しており、かつ、継続年金受取人の死亡後に第23条（会社への通知による年金受取人または継続年金受取人の変更）の規定により継続年金受取人の変更が行われていないときは、会社は、次の者を継続年金受取人とみなして、前号の取扱を行います。
   ①被保険者
   ②前記①に該当する者がいない場合
   年金受取人の法定相続人
4. 年金支払開始日前に年金受取人が死亡した場合で、その死亡時以後、年金受取人の変更が行われずに年金支払開始日が到来したときは、次のとおりとします。
   （1）年金支払開始日に継続年金受取人が指定されているときは、継続年金受取人が年金受取人になるものとします。
   （2）年金支払開始日に、継続年金受取人が指定されていないとき、または、継続年金受取人がすでに死亡しており、かつ、継続年金受取人の死亡後に第23条（会社への通知による年金受取人または継続年金受取人の変更）の規定により継続年金受取人の変更が行われていないときは、会社は、次の者を継続年金受取人とみなして、前号の取扱を行います。
   ①被保険者
   ②前記①に該当する者がいない場合
   年金受取人の法定相続人
5. 第3項または前項の規定により年金受取人となった者が2人以上いる場合は、その受取割合は均等とします。
6. 第3項および第4項の規定にかかわらず、故意に年金受取人または先順位者もしくは同順位者を死亡させた者は、継続年金受取人としての取扱を受けることができません。
7. 年金受取人の契約上の一切の権利義務を承継した継続年金受取人は、被保険者の同意を得た上で、会

社に対する通知により、新たに継続年金受取人を指定して下さい。

8. 第 27 条（契約者の住所の変更）の規定は、年金支払開始日以後、年金受取人の住所の変更の場合に準用します。

**（年金の分割支払）**

**第8条** 年金受取人は、会社の定める取扱範囲内で、1年分の年金額を、会社の定める方法により、定額に分割する分割支払を請求することができます。この場合、年金の支払期日は、年金の分割回数に応じて次のとおりとします。ただし、分割後の年金額が会社の定める金額に満たないときは、取り扱いません。

（1）年12回払
年金支払日および年金支払日の毎月の応当日（応当日のない場合は、その月の末日とします。以下同じ。）

（2）年6回払
年金支払日および年金支払日の2ヵ月後、4ヵ月後、6ヵ月後、8ヵ月後、10 ヵ月後の月単位の応当日

（3）年4回払
年金支払日および年金支払日の3ヵ月後、6ヵ月後、9ヵ月後の月単位の応当日

（4）年2回払
年金支払日および年金支払日の6ヵ月後の月単位の応当日

2. 年金の分割支払の毎年の最初の支払分については、支払期日となる年金支払日または必要書類が会社に到着した日のいずれか遅い日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本店で支払います。ただし、支払を行うために確認が必要な場合には、第 11 条（年金または死亡給付金の請求・支払の時期および場所）第4項から第6項までの規定を準用して会社の本店で支払います。

3. 年金の分割支払中に契約が消滅した場合または第9条に定める年金の一括支払の請求があった場合は、その年度の年金に未支払分があるときは、その未支払分を年金受取人に支払います。

**（年金の一括支払）**

**第9条** 年金受取人は、次のとおり年金の種類に応じて年金の一括支払を請求することができます。

（1）年金総額保証付終身年金

①年金支払開始日以後、保証金額からすでに支払った年金および支払うことの確定した年金の合計額を差し引いた残額がある場合、第6条（年金の支払）第1項第1号②に該当したときに支払われる将来の年金（以下「受取保証部分」といいます。）の支払にかえて、その受取保証部分の一括支払を請求することができます。この場合の支払額は、受取保証部分の現価とします。

②前記①による年金の一括支払が行われた場合、受取保証部分の最後の年金支払日後、毎年の年金支払日に被保険者が生存しているときは、会社は、第6条第1項に規定する年金を支払います。また、年金の一括支払が行われた後、被保険者が死亡したときは、その時に契約は消滅します。

（2）確定年金

年金支払開始日以後、年金支払期間中の最後の年金支払日前に限り、年金支払期間中の将来の年金の支払にかえて、残余年金支払期間の未払年金の一括支払を請求することができます。この場合の支払額は、年金支払期間の残存期間に対する未払年金の現価とし、契約は年金の一括支払を行った時に消滅します。

2. 年金受取人が本条の年金の一括支払を請求するときは、第 32 条（請求手続）に規定する必要書類を会社に提出して下さい。

3. 本条の年金の一括支払の請求、支払の時期および場所については、第 11 条（年金または死亡給付金の請求・支払の時期および場所）第3項から第6項までの規定を準用します。

## 5．死亡給付金の支払

**第10条** この契約の死亡給付金の支払事由が生じたときは、会社は、死亡給付金を死亡給付金受取人に支払います。ただし、免責事由に該当するときは、支払いません。この契約の死亡給付金の支払は、次のとおりです。

| 名称 | 死亡給付金 |
|---|---|
| 支払事由 | 被保険者が年金支払開始日前に死亡したとき |
| 支払額 | 基本保険金額または被保険者が死亡した日における積立金相当額もしくは解約払戻金相当額のうち大きい金額 |
| 受取人 | 死亡給付金受取人 |
| 免責事由 | 次のいずれかにより被保険者が死亡したとき<br>①責任開始の日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺<br>②戦争その他の変乱<br>③死亡給付金受取人の故意。ただし、その者が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の死亡給付金受取人に支払います。<br>④契約者の故意 |

2. 被保険者の生死がわからない場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、前項の規定を適用して死亡給付金を支払います。
3. 被保険者が戦争その他の変乱で死亡した場合で、その原因により死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、死亡給付金の全額を支払い、または削減して支払うことがあります。
4. 免責事由に該当したことによって死亡給付金を支払わないときは、会社は、被保険者が死亡した日における積立金（第 17 条（払戻金の支払）の規定によって計算されたその日における解約払戻金額が積立金額を上回る場合には、解約払戻金とします。以下本項において同じ。）を契約者に支払います。なお、死亡給付金受取人の故意による場合で、その者が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金が支払われない部分の積立金を契約者に支払います。
5. 前項の規定にかかわらず、契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって死亡給付金を支払わない場合には、積立金その他の払戻金の支払はありません。
6. 第4項の場合には、第 11 条（年金または死亡給付金の請求・支払の時期および場所）第3項の規定を準用します。

## 6．年金または死亡給付金の請求・支払の時期および場所

**第11条** 死亡給付金の支払事由が生じたときは、契約者または死亡給付金受取人は、遅滞なく会社に通知して下さい。

2. 支払事由が生じた年金または死亡給付金の受取人は、遅滞なく第 32 条（請求手続）に規定する必要書類を会社に提出して、年金または死亡給付金を請求して下さい。
3. 年金または死亡給付金は、必要書類が会社に到着した日（年金の場合は、年金支払日または必要書類が会社に到着した日のいずれか遅い日。以下本条において同じ。）の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本店で支払います。
4. 年金または死亡給付金を支払うために確認が必要な次の各号の場合において、契約の締結時から年金または死亡給付金の請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、年金または死亡給付金を支払うべき期限は、必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて 45 日を経過する日とし、会社は、年金または死亡給付金を請求した者に通知をします。
   （1）年金または死亡給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
   　　年金または死亡給付金の支払事由に該当する事実の有無
   （2）死亡給付金の支払の免責事由に該当する可能性がある場合
   　　死亡給付金の支払事由が発生した原因
   （3）この普通保険約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合

前号に定める事項、第15条（重大事由による解除）第１項第３号①から⑤までに該当する事実の有無または契約者、被保険者もしくは死亡給付金受取人の契約締結の目的もしくは死亡給付金請求の意図に関する契約の締結時から死亡給付金請求時までにおける事実

5. 前項の確認をするため、次の各号に定める事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前２項の規定にかかわらず、年金または死亡給付金を支払うべき期限は、必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とし、会社は、年金または死亡給付金を請求した者に通知をします。

（1）前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会
60日

（2）前項各号に定める事項について弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会
180日

（3）前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定
180日

（4）前項各号に定める事項に関し、契約者、被保険者または死亡給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続きが開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項各号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会
180日

（5）前項各号に定める事項についての日本国外における調査
180日

6. 前２項に定める必要な事項の確認に際し、契約者、被保険者、死亡給付金受取人または年金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったときは、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金または死亡給付金を支払いません。

## 7. 契約の無効、取消および解除

**（不法取得目的による無効）**

**第12条** 契約者が死亡給付金を不法に取得する目的または他人に死亡給付金を不法に取得させる目的をもって契約を締結したときは、契約は無効とし、すでに払い込まれた一時払保険料は払い戻しません。

**（詐欺による取消）**

**第13条** 契約者または被保険者の詐欺により契約を締結したときは、会社は、契約を取り消します。この場合、すでに払い込まれた一時払保険料は払い戻しません。

**（告知義務）**

**第14条** 会社は、契約の締結の際、被保険者に関し書面による告知を求めず、または口頭による医師の質問を行いません。

**（重大事由による解除）**

**第15条** 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この契約を将来に向かって解除することができます。

（1）契約者または死亡給付金受取人がこの契約の死亡給付金を詐取する目的もしくは他人にこの契約の死亡給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合

（2）この契約の死亡給付金の請求に関し、死亡給付金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合

（3）契約者、被保険者、死亡給付金受取人または年金受取人が、次のいずれかに該当する場合

①暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、これらを総称して「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
②反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
③反社会的勢力を不当に利用していると認められること
④契約者、死亡給付金受取人または年金受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
⑤その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

（4）この契約に付加されている特約もしくは他の契約が重大事由によって解除され、または契約者、被保険者、死亡給付金受取人または年金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除される等により、会社の契約者、被保険者、死亡給付金受取人または年金受取人に対する信頼を損ない、この契約を継続することを期待しえない第１号から第３号までに掲げる事由と同等の事由がある場合

2．年金または死亡給付金の支払事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの契約を解除することができます。この場合、次のとおりとします。

（1）会社は、前項各号の事由の発生時以後に生じた支払事由による年金または死亡給付金（前項第３号のみに該当した場合で、前項第３号①から⑤までに該当した者が年金受取人または死亡給付金受取人のみであり、その年金受取人または死亡給付金受取人が年金または死亡給付金の一部の受取人であるときは、年金または死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべき年金または死亡給付金をいいます。以下本項において同じ。）を支払いません。もし、すでに年金または死亡給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。

（2）前項第３号のみに該当した場合で、前項第３号①から⑤までに該当した者が年金受取人のみであり、その年金受取人が年金の一部の受取人であるときは、契約のうち、その受取人に支払われるべき年金に対応する部分を解除するものとします。

3．本条による解除は、契約者（年金支払開始日以後の場合は、年金受取人とします。以下本条において同じ。）に対する通知によって行います。ただし、正当な事由によって契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または死亡給付金受取人に通知します。

4．この契約を解除した場合は、会社は、第 17 条（払戻金の支払）の規定によって解約払戻金（年金支払開始日以後の場合は、第９条（年金の一括支払）の規定に準じた支払金。以下本条において同じ。）を契約者に支払います。

5．前項の規定にかかわらず、第１項第３号の規定によって契約を解除した場合で、年金または死亡給付金の一部の受取人に対して第２項の規定を適用し年金または死亡給付金を支払わないときは、契約のうち支払われない年金または死亡給付金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約払戻金を契約者に支払います。

## 8．解約

**第16条**　契約者は、年金支払開始日前に限り、いつでも将来に向かって契約を解約し、解約払戻金を請求することができます。

2．契約者が本条の請求をするときは、第 32 条（請求手続）に規定する必要書類を会社に提出して下さい。

## 9．払戻金の支払

**第17条**　契約の解約払戻金はその経過した年月日数により「別表」に定める方法で計算します。

2．本条の払戻金の請求、支払の時期および場所については、第 11 条（年金または死亡給付金の請求・支払の時期および場所）第３項の規定を準用します。

## 10. 契約内容の変更

### （基本保険金額の減額）

**第18条**　契約者は、年金支払開始日前に限り、いつでも将来に向かって基本保険金額を減額することができます。この場合には、第 32 条（請求手続）に規定する必要書類を会社に提出して下さい。

2．前項の規定により基本保険金額を減額したときは、同じ割合で積立金についても減額されるものとします。

3．第１項の規定にかかわらず、会社は、減額後の基本保険金額が会社の定める限度を下回る場合には、この取扱をしません。

4．基本保険金額を減額した場合には、減額分については契約を解約したものとして取り扱い、第 17 条（払戻金の支払）の規定を準用します。

### （年金支払開始日の繰延べ）

**第19条**　契約者は、年金支払開始日前日に、会社の定める取扱範囲内で、年金支払開始日を繰延べることができます。この場合には、繰延べ後の年金支払開始日は、第３条（用語の意義）第１項第６号の規定にかかわらず、会社所定の範囲内から選択することを要します。

2．契約者が前項の年金支払開始日の繰延べを請求するときは、年金支払開始日の５営業日前までに第 32 条（請求手続）に規定する必要書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出して下さい。

3．第１項の年金支払開始日の繰延べを行う場合、次のとおり取り扱います。

（1）繰延べ中は、会社所定の利率による利息をつけて積み立てます。

（2）死亡給付金の支払額は、被保険者が死亡した日における積立金相当額とします。

（3）解約払戻金は、必要書類が会社に到着した日における積立金額とします。

（4）契約者は、繰延べ中、会社の定める取扱範囲内で、年金支払開始日を変更することができます。この場合には、第32条に規定する必要書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出して下さい。ただし、変更後の年金支払開始日を第１項で選択した繰延べ後の年金支払開始日より後にすることはできません。

（5）前号により年金支払開始日を変更した場合には、変更後の年金支払開始日は、必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて５営業日を経過した後に最初に到来する月単位の契約応当日とします。

### （年金の種類または年金支払期間の変更）

**第20条**　契約者は、年金支払開始日前に限り、会社の定める取扱範囲内で、次の各号の変更をすることができます。この場合には、変更後の年金の種類または年金支払期間は、会社所定の範囲内から選択することを要します。

（1）年金の種類の変更

（2）年金支払期間の変更

2．契約者が本条の変更を請求するときは、第 32 条（請求手続）に規定する必要書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出して下さい。

## 11. 契約者、死亡給付金受取人または年金受取人の変更

### （契約者の変更）

**第21条**　契約者は、被保険者および会社の同意を得て、契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。この場合には、第 32 条（請求手続）に規定する必要書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出して下さい。

（会社への通知による死亡給付金受取人の変更）

**第22条** 契約者またはその承継人は、死亡給付金の支払事由発生前に限り、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、死亡給付金受取人を変更することができます。

2. 前項の通知をするときは、第 32 条（請求手続）に規定する必要書類を会社に提出してください。
3. 第1項の通知が会社に到達する前に変更前の死亡給付金受取人に死亡給付金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡給付金受取人から死亡給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
4. 死亡給付金受取人が支払事由発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡給付金受取人とします。
5. 前項の規定により死亡給付金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により死亡給付金受取人となった者のうち生存している他の死亡給付金受取人を死亡給付金受取人とします。
6. 前2項により死亡給付金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

（会社への通知による年金受取人または継続年金受取人の変更）

**第23条** 契約者は、年金支払開始日前に限り、年金受取人は、年金支払開始日以後に限り、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、年金受取人および継続年金受取人を変更することができます。

2. 年金支払開始日以後に、前項の規定により年金受取人が変更された場合には、変更後の年金受取人は、契約上の一切の権利義務を承継するものとします。
3. 第1項の通知をするときは、第 32 条（請求手続）に規定する必要書類を会社に提出して下さい。
4. 第1項の通知が会社に到達する前に変更前の年金受取人に年金を支払ったときは、その支払後に変更後の年金受取人からその年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

（遺言による死亡給付金受取人の変更）

**第24条** 第 22 条（会社への通知による死亡給付金受取人の変更）に定めるほか、契約者は、死亡給付金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡給付金受取人を変更することができます。

2. 前項の死亡給付金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 前2項による死亡給付金受取人の変更は、契約者が死亡した後、契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
4. 前項の通知をするときは、第 32 条（請求手続）に規定する必要書類を会社に提出して下さい。

（遺言による年金受取人および継続年金受取人の変更）

**第25条** 契約者および年金受取人は、遺言により年金受取人および継続年金受取人を変更することはできません。

## 12. 契約者、死亡給付金受取人または年金受取人の代表者

**第26条** この契約につき、契約者、死亡給付金受取人または年金受取人が2人以上あるときは、各代表者1人を定めて下さい。この場合、その代表者は、それぞれ他の契約者、死亡給付金受取人または年金受取人を代理するものとします。

2. 前項の代表者が定まらないとき、またはその所在が不明なときは、会社が契約者、死亡給付金受取人または年金受取人の1人に対してした行為は、他の者に対してもその効力を生じます。
3. 契約者が2人以上ある場合には、その責任は連帯とします。

## 13. 契約者の住所の変更

**第27条** 契約者が住所（以下「通信先」を含みます。）を変更したときは、遅滞なく会社の本店または会社の指定した場所に通知して下さい。

2. 前項の通知がなく、契約者の住所を会社が確認できなかった場合、会社が知った最終の住所あてに発した通知は、契約者に到達したものとみなします。

## 14. 被保険者の業務、転居および旅行

**第28条** 契約継続中に、被保険者がいかなる業務に従事し、またはいかなる場所に転居し、もしくはいかなる場所に旅行しても、会社は、契約の解除または特別の保険料の請求をしないで、契約上の責任を負います。

## 15. 年齢の計算および年齢または性別の誤りの処理

（年齢の計算）

**第29条** 被保険者の契約年齢は、満年で計算し、１年未満の端数については、切り捨てます。

2. 被保険者の年齢は、前項の契約年齢に、年単位の契約応当日ごとに１歳を加えて計算します。

（年齢または性別の誤りの処理）

**第30条** 契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合、契約日およびその誤りの事実が発見された日における実際の年齢が会社の定める年齢の範囲外のときは、会社は、契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた一時払保険料を契約者に払い戻し、その他のときは、会社の定める方法により、実際の年齢にもとづいて積立利率、年金額の変更およびすでに支払った年金額の差額の精算等を行います。

2. 契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合は、会社の定める方法により、実際の性別にもとづいて年金額の変更およびすでに支払った年金額の差額の精算を行います。

## 16. 契約者配当金

**第31条** この契約に対する契約者配当金はありません。

## 17. 請求手続

**第32条** この約款にもとづく支払および変更等については、次の表に定める書類を提出して請求して下さい。

| 項目 | 提出書類 |
|---|---|
| 1．年金の支払 | （1）会社所定の請求書<br>（2）被保険者の住民票（ただし、住民票で確認できない場合は、戸籍抄本）<br>（3）年金受取人の戸籍抄本<br>（4）年金受取人の印鑑証明書<br>（5）保険証券 |
| 2．年金の一括支払 | （1）会社所定の請求書<br>（2）年金受取人の戸籍抄本<br>（3）年金受取人の印鑑証明書<br>（4）保険証券 |
| 3．死亡給付金の支払 | （1）会社所定の請求書<br>（2）会社所定の様式による医師の死亡診断書または検案書<br>（3）被保険者の住民票（ただし、住民票で確認できない場合は、戸籍抄本）<br>（4）死亡給付金受取人の戸籍抄本<br>（5）死亡給付金受取人の印鑑証明書<br>（6）保険証券 |
| 4．解約（払戻金の支払） | （1）会社所定の請求書<br>（2）契約者の印鑑証明書<br>（3）保険証券 |
| 5．年金の種類または年金支払期間の変更 | （1）会社所定の請求書<br>（2）契約者の印鑑証明書<br>（3）保険証券 |
| 6．基本保険金額の減額 | （1）会社所定の請求書<br>（2）契約者の印鑑証明書<br>（3）保険証券 |

| | |
|---|---|
| 7. 年金支払開始日の繰延べまたは年金支払開始日の変更 | （1）会社所定の請求書<br>（2）契約者の印鑑証明書<br>（3）保険証券 |
| 8. 契約者の変更 | （1）会社所定の請求書<br>（2）変更前の契約者の印鑑証明書<br>（3）変更前の契約者死亡の場合<br>①変更前の契約者の戸籍謄本<br>②相続人代表者の念書と署名押印者の印鑑証明書<br>（4）保険証券 |
| 9. 会社への通知による死亡給付金受取人の変更 | （1）会社所定の請求書<br>（2）契約者の印鑑証明書<br>（3）保険証券 |
| 10. 会社への通知による年金受取人または継続年金受取人の変更 | （1）会社所定の請求書<br>（2）契約者または年金受取人の印鑑証明書<br>（3）保険証券 |
| 11. 遺言による死亡給付金受取人の変更 | （1）会社所定の請求書<br>（2）法律上有効な遺言書の写し<br>（3）契約者の相続人の戸籍謄本および印鑑証明書<br>（4）保険証券 |
| 12. 死亡給付金受取人による契約の存続 | （1）会社所定の請求書<br>（2）契約者の印鑑証明書<br>（3）死亡給付金受取人の戸籍謄本および印鑑証明書<br>（4）支払うべき金額を支払ったことを証明する書類<br>（5）保険証券 |

2. 会社は、前項の提出書類の全部または一部の省略を認め、または、前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。
3. 第1項中、2、5、6および7の場合には書面によって通知します。また、8、9、10 および 11 の場合には保険証券に表示します。
4. 官公署、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下本項において「団体」といいます。）を契約者および死亡給付金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする契約の場合、契約者である団体が当該契約の死亡給付金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下本項において「死亡退職金等」といいます。）として死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡給付金の請求の際、次の第 1 号および第2号の書類も必要とします。
   （1）死亡退職金等の受給者が死亡給付金の請求内容を確認した書類
   （死亡退職金等の受給者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。）
   （2）受給者本人であることを契約者である団体が確認した書類

## 18. 管轄裁判所

**第33条** この契約における死亡給付金の請求に関する訴訟については、会社の本店の所在地または死亡給付金受取人（死亡給付金受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。）の住所地を管轄する高等裁判所（本庁とします。）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

2. この契約における年金の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

## 19. 時効

**第34条** 年金、死亡給付金、払戻金等の請求権は、これらを行使することができる時から3年間行使しない場合には消滅します。

## 20. 死亡給付金受取人による契約の存続

**第35条** 契約者以外の者で契約の解約をすることができる者（以下、「債権者等」といいます。）による契約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から 1 ヵ月を経過した日に効力を生じます。

2. 前項の解約が通知された場合でも、通知の時において次の各号のすべてを満たす死亡給付金受取人が、契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
   （1）契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
   （2）契約者でないこと
3. 前項の通知をするときは、第 32 条（請求手続）に規定する必要書類を会社に提出して下さい。
4. 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、死亡給付金の支払事由が生じ、会社が死亡給付金を支払うべきときは、当該支払うべき金額を限度として、第2項に規定する金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、死亡給付金受取人に支払います。
5. 第1項の解約の通知が会社に到達した時において、その解約の通知が会社に到達した時から1ヵ月を経過するまでの間に年金支払開始日が到来することとなっている場合は、前4項の規定は適用しません。

## 21. 法人契約の特則

**第36条** 契約者および死亡給付金受取人が法人の場合には、第 10 条（死亡給付金の支払）の「契約者」は「契約者である法人の代表者（法人の代表権を有する者が複数のときは、その各人とします。）」と読み替えます。

## 「別表」解約払戻金

解約払戻金は積立金をもとに会社の定める方法により次のとおり計算します。

解約払戻金＝計算日の積立金×（1－市場価格調整率）

市場価格調整率

市場価格調整率は、据置期間に適用し、次の計算式により計算します。

$$\text{市場価格調整率} = 1 - \left(\frac{1+i}{1+j+c}\right)^{(n-t)/12}$$

ここにそれぞれの要素は次のとおりとします。

- i は、契約日に適用されている積立利率
- j は、計算日においてiと同様に計算される積立利率
- c は、金利変動等の影響を補正するための率で、0.10%
- n は、据置期間の月数
- t は、契約日からの経過月数

（備　考）

市場価格調整（MVA＝Market Value Adjustment）

市場価格調整は、解約払戻金の支払の際に、解約払戻金に対する資産の時価を反映させる手法であり、資産と負債（積立金）をマッチングさせるALM的要素を取り入れたものです。一般に国債等の固定金利資産に投資されている資産価格は、市場金利の変動に応じて価格が変動します。投資時点よりも市場金利が高くなると、資産価値は減少し、投資時点よりも市場金利が低くなると、資産価値は増加する性質があります。

## 年金額確定特約　目次

### この特約の内容

第１条　特約の締結および責任開始期
第２条　特約の適用
第３条　基準金利
第４条　積立利率
第５条　年金額
第６条　年金の種類および型
第７条　年金の支払
第８条　年金の一括支払
第９条　払戻金の支払
第 10 条　基本保険金額の減額
第 11 条　年金支払開始日の繰延べ
第 12 条　特約の解約
第 13 条　特約の消滅とみなす場合
第 14 条　即時払年金特則
第 15 条　主約款の規定の準用

「別表１」主契約の解約払戻金
（備考）
「別表２」年金の一括支払額

## 年金額確定特約

### この特約の内容

この特約は、主たる年金保険契約の年金支払開始日の前日までの期間および年金支払開始日以後の期間を通じて、別に会社の定める方法により計算される積立利率を適用することを主な内容とするものです。

**（特約の締結および責任開始期）**

**第1条**　この特約は、主たる年金保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者（以下「契約者」といいます。）から申出があり、かつ、会社がこれを承諾（会社の定める取扱範囲内であれば、会社は承諾します。）した場合に、主契約に付加して締結します。

2．この特約の責任開始日は、主契約の責任開始日と同一とし、その責任開始日をこの特約の契約日とします。

**（特約の適用）**

**第2条**　この特約を主契約に付加した場合には、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）のほか、この特約に定めるところによります。

**（基準金利）**

**第3条**　主約款の基準金利に関する規定にかかわらず、基準金利は、年金の種類ならびにこの特約の契約日から年金支払開始日の前日までの期間（以下「据置期間」といいます。）および年金支払開始日以後の期間を通算した期間等にもとづき定まる会社所定の期間に応じた米ドル金利スワップレートとします。

**（積立利率）**

**第4条**　主約款の積立利率に関する規定にかかわらず、この特約の据置期間および年金支払開始日以後の期間を通じて適用します。

**（年金額）**

**第5条**　主約款の年金額に関する規定にかかわらず、年金支払開始日以後に支払われる年金額は、年金原資にもとづき、この特約の契約日における会社の定める率により計算した金額とします。

2．会社は、毎年の年金支払日に会社所定の年金管理費を積立金から控除します。

**（年金の種類および型）**

**第6条**　主約款の年金の種類に関する規定にかかわらず、主契約の年金の種類および型は次のとおりとし、この特約の締結の際、会社の定める取扱範囲内で、契約者の申出によって定めます。

（1）年金総額保証付終身年金
（2）純粋終身年金
（3）確定年金
　①割合指定型
　②期間指定型

2．年金総額保証付終身年金および確定年金（割合指定型）においては、年金原資と基本保険金額のいずれか大きい金額に会社の定める範囲内から契約者が指定した割合（以下「保証金額割合」といいます。）を乗じて得た金額（以下「保証金額」といいます。）を保証します。また、確定年金（期間指定型）の年金支払期間は、会社の定める期間の範囲内から、契約者が指定した期間とします。

3．純粋終身年金の年金支払期間は、終身とします。

4．第1項から第3項によって定めた年金の種類・型、保証金額割合および年金支払期間は、以後変更することができません。

**（年金の支払）**

**第7条**　主約款の年金の支払に関する規定にかかわらず、主契約の年金の支払は、次のとおりとします。

| 名称 | （1）年金総額保証付終身年金<br>年金 |
|---|---|
| 支払事由 | 年金支払開始日以後、次のいずれかに該当したとき<br>①被保険者が年金支払日に生存していること<br>②被保険者が年金支払日に死亡しているときであって、すでに支払った年金および支払うことの確定した年金の合計額が保証金額より少ないこと |
| 支払額 | 年金額 |
| 受取人 | 主約款に規定する年金受取人（年金の受取人を主約款に規定する年金受取人以外の者に変更することはできません。） |

| 名称 | （2）純粋終身年金<br>年金 |
|---|---|
| 支払事由 | 年金支払開始日以後、被保険者が年金支払日に生存しているとき |
| 支払額 | 年金額 |
| 受取人 | 主約款に規定する年金受取人（年金の受取人を主約款に規定する年金受取人以外の者に変更することはできません。） |

| 名称 | （3）確定年金<br>年金 |
|---|---|
| 支払事由 | ①割合指定型<br>被保険者が年金支払開始日に生存しているときであって、年金支払日におけるすでに支払った年金および支払うことの確定した年金の合計額が保証金額より少ないとき<br>②期間指定型<br>被保険者が年金支払開始日に生存しているときであって、年金支払期間中の年金支払日が到来したとき |
| 支払額 | 年金額 |
| 受取人 | 主約款に規定する年金受取人（年金の受取人を主約款に規定する年金受取人以外の者に変更することはできません。） |

2．年金総額保証付終身年金においては保証金額からすでに支払った年金および支払うことの確定した年金の合計額を差し引いた残額がなくなった後に、純粋終身年金においては年金支払開始日以後に、被保険者が死亡したときは、契約は消滅します。

**（年金の一括支払）**

**第8条**　主約款の年金の一括支払に関する規定にかかわらず、年金の一括支払は次のとおり取り扱います。

（1）年金総額保証付終身年金

①年金支払開始日以後、保証金額からすでに支払った年金および支払うことの確定した年金の合計額を差し引いた残額がある場合、第7条（年金の支払）第1項第1号②に該当したときに支払われる将来の年金（以下「受取保証部分」といいます。）の支払にかえて、その受取保証部分の一括支払を請求することができます。この場合の支払額は、受取保証部分の現価を基準として「別表2」に定める方法で計算した金額とします。

②前記①による年金の一括支払が行われた場合、受取保証部分の最後の年金支払日後、毎年の年金支払日に被保険者が生存しているときは、会社は、第7条第1項に規定する年金を支払います。また、年金の一括支払が行われた後、被保険者が死亡したときは、その時に主契約は消滅します。

（2）確定年金

①割合指定型

年金支払開始日以後、保証金額からすでに支払った年金および支払うことの確定した年金の合計額を差し引いた残額がある場合、保証金額に達するまで支払われる将来の年金の支払に

かえて、その残額部分の未払年金の一括支払を請求することができます。この場合の支払額は、保証金額の残額部分に対する未払年金の現価を基準として「別表２」に定める方法で計算した金額とし、主契約は年金の一括支払を行った時に消滅します。

②期間指定型

年金支払開始日以後、年金支払期間中の最後の年金支払日前に限り、年金支払期間中の将来の年金の支払にかえて、残余年金支払期間の未払年金の一括支払を請求することができます。この場合の支払額は、年金支払期間の残存期間に対する未払年金の現価を基準として「別表２」に定める方法で計算した金額とし、主契約は年金の一括支払を行った時に消滅します。

**（払戻金の支払）**

**第９条**　主約款の払戻金の支払に関する規定にかかわらず、主契約の解約払戻金はその経過した年月日数によりこの特約の「別表 1」に定める方法で計算します。

**（基本保険金額の減額）**

**第10条**　主約款の基本保険金額の減額に関する規定にかかわらず、主契約の基本保険金額が減額されたときは、同じ割合で年金額および積立金についても減額されるものとします。

**（年金支払開始日の繰延べ）**

**第11条**　主約款の年金支払開始日の繰延べに関する規定は適用しません。

**（特約の解約）**

**第12条**　この特約のみの解約は取り扱いません。

**（特約の消滅とみなす場合）**

**第13条**　主契約が解約その他の事由によって消滅したときは、この特約は消滅したものとみなします。

**（即時払年金特則）**

**第14条**　契約者は、この特約の締結の際、会社の定める取扱範囲内で、この特約の契約日を年金支払開始日とする即時払年金特則を付加することができます。この場合、次のとおりとします。

2. 第６条（年金の種類および型）第１項の規定にかかわらず、年金の種類は、年金総額保証付終身年金および純粋終身年金のみとします。
3. 第７条（年金の支払）の規定にかかわらず、年金の支払は、次のとおりとします。

| | |
|---|---|
| 名称 | （1）年金総額保証付終身年金<br>年金 |
| 支払事由 | 年金支払開始日以後、次のいずれかに該当したとき<br>①被保険者が年金支払日に生存し、第４項に定める年金の支払方法に応じた期日が到来したこと<br>②被保険者が年金支払日に死亡しているときであって、すでに支払った年金および支払うことの確定した年金の合計額が保証金額より少ないこと、かつ第４項に定める年金の支払方法に応じた期日が到来したこと |
| 支払額 | 年金額に対し第４項に定める年金の支払方法に応じて会社の定める方法により計算される金額 |
| 受取人 | 主約款に規定する年金受取人（年金の受取人を主約款に規定する年金受取人以外の者に変更することはできません。） |

| | |
|---|---|
| 名称 | （2）純粋終身年金<br>年金 |
| 支払事由 | 年金支払開始日以後、被保険者が年金支払日に生存し、第４項に定める年金の支払方法に応じた期日が到来したとき |
| 支払額 | 年金額に対し第４項に定める年金の支払方法に応じて会社の定める方法により計算される金額 |

| | |
|---|---|
| 受取人 | 主約款に規定する年金受取人（年金の受取人を主約款に規定する年金受取人以外の者に変更することはできません。） |

4. 契約者は、次に定める年金の支払方法を指定するものとし、その年金の支払期日は、年金の支払方法に応じそれぞれ次のとおりとします。
   （1）年12回払
   年金支払日の翌月以後毎月の月単位の応当日の前日（応当日のない場合は、その月の末日とします。以下同じ。）。ただし、第１回の支払期日は、年金支払開始日の２ヵ月後の月単位の応当日の前日とし、第１回の支払は第２回の支払と併せて行います。
   （2）年６回払
   年金支払日の２ヵ月後、４ヵ月後、６ヵ月後、８ヵ月後、10 ヵ月後および12 ヵ月後の月単位の応当日の前日
   （3）年４回払
   年金支払日の３ヵ月後、６ヵ月後、９ヵ月後および12 ヵ月後の月単位の応当日の前日
   （4）年２回払
   年金支払日の６ヵ月後および12 ヵ月後の月単位の応当日の前日
   （5）年１回払
   年金支払日の12 ヵ月後の月単位の応当日の前日
5. 年金受取人から、即時払年金の支払方法の変更の請求があった場合には、会社の定める取扱範囲内で、直後の年金支払日後の年金からその請求のあった年金の支払方法により支払います。この場合には、次の表に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出して下さい。なお、会社は、次の表の提出書類の全部または一部の省略を認め、または、次の表の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

| 項目 | 提出書類 |
|---|---|
| 即時払年金の支払方法の変更 | （1）会社所定の請求書<br>（2）年金受取人の印鑑証明書<br>（3）保険証券 |

6. 第８条（年金の一括支払）第１項第１号①の規定において、「受取保証部分の現価」を「受取保証部分の現価および年金支払日後の第 14 条（即時払年金特則）第４項に定める支払期日が未到来の年金の現価の合計額」に読み替えます。
7. 第８条第１項第１号②の規定において、「第７条第１項に規定する年金」を「第 14 条第３項に規定する年金」に読み替えます。
8. 主約款の年金受取人および継続年金受取人に関する規定にかかわらず、契約者は、この特約の締結の際に、被保険者の同意を得た上で、継続年金受取人を指定して下さい。
9. 主約款の年金の分割支払に関する規定は適用しません。

**（主約款の規定の準用）**

**第15条**　この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

## 「別表１」主契約の解約払戻金

主契約の解約払戻金は主契約の積立金をもとに会社の定める方法により次のとおり計算します。

主契約の解約払戻金
＝計算日の主契約の積立金×（1－年金支払開始日前の市場価格調整率）

年金支払開始日前の市場価格調整率

市場価格調整率は、この特約の据置期間に適用し、次の計算式により計算します。

$$年金支払開始日前の市場価格調整率 = 1 - \left(\frac{1+i}{1+j+c}\right)^{\{k\times(n-t)+0.4\times m\}/12+m'}$$

ここにそれぞれの要素は次のとおりとします。

・ｉは、この特約の契約日に適用されている積立利率
・ｊは、計算日においてiと同様に計算される積立利率
・ｃは、金利変動等の影響を補正するための率で、0.10%
・ｎは、この特約の据置期間の月数
・ｋは、年金支払開始年齢に応じた係数

| 年金支払開始年齢 | 係数 |
|---|---|
| 69 歳以下 | 1.00 |
| 70 歳以上 79 歳以下 | 0.85 |
| 80 歳以上 84 歳以下 | 0.70 |
| 85 歳以上 | 0.55 |

・ｍは、年金一括支払可能な期間の月数（年金種類が純粋終身年金の場合はｍ＝0）
・ｍ′は、年金種類に応じた次の係数

| 年金種類 | 係数 |
|---|---|
| 純粋終身年金 | ｋ×10 |
| 上記以外の年金種類 | 0 |

・ｔは、この特約の契約日からの経過月数

年金一括支払可能な期間とは、年金種類に応じて次の期間とします。

・年金総額保証付終身年金は、年金支払開始時の受取保証部分の期間
・確定年金（割合指定型）は、保証金額に対する年金の支払期間
・確定年金（期間指定型）は、その年金支払期間

（備　考）

市場価格調整（MVA＝Market Value Adjustment）

市場価格調整は、解約払戻金の支払の際に、解約払戻金に対する資産の時価を反映させる手法であり、資産と負債（積立金）をマッチングさせるALM的要素を取り入れたものです。一般に国債等の固定金利資産に投資されている資産価格は、市場金利の変動に応じて価格が変動します。投資時点よりも市場金利が高くなると、資産価値は減少し、投資時点よりも市場金利が低くなると、資産価値は増加する性質があります。

## 「別表２」年金の一括支払額

年金の一括支払額は、会社の定める方法により次のとおり計算します。

年金の一括支払額
＝基準となる金額×（１－年金支払開始日以後の市場価格調整率）

1. 基準となる金額

（1）年金総額保証付終身年金の場合
受取保証部分の現価

（2）確定年金（割合指定型）の場合
保証金額の残額部分に対する未払年金の現価

（3）確定年金（期間指定型）の場合
年金支払期間の残存期間に対する未払年金の現価

2. 年金支払開始日以後の市場価格調整率

市場価格調整率は、年金支払開始日から年金の一括支払可能な期間に適用し、次の計算式により計算します。

$$\text{年金支払開始日以後の市場価格調整率} = 1 - \left(\frac{1+i}{1+j+c}\right)^{0.4\times(n+m-t)/12}$$

ここにそれぞれの要素は次のとおりとします。

・ｉは、この特約の契約日に適用されている積立利率
・ｊは、計算日においてiと同様に計算される積立利率
・ｃは、金利変動等の影響を補正するための率で、0.10%
・ｎは、この特約の据置期間の月数
・ｍは、年金一括支払可能な期間の月数
・ｔは、この特約の契約日からの経過月数

年金一括支払可能な期間とは年金種類に応じて次の期間とします。

・年金総額保証付終身年金は、年金支払開始時の受取保証部分の期間
・確定年金（割合指定型）は、保証金額に対する年金の支払期間
・確定年金（期間指定型）は、その年金支払期間

## 後厚終身年金特約（米ドル建） 目次

### この特約の内容

第１条　特約の締結
第２条　用語の意義
第３条　基準金利
第４条　年金の種類
第５条　年金の支払
第６条　年金の一括支払
第７条　特約の消滅とみなす場合
第８条　特約の解約
第９条　主約款等の規定の準用

「別表１」年金の一括支払額

## 後厚終身年金特約（米ドル建）

### この特約の内容

この特約は、被保険者が生存している限り終身にわたって年金を支払い、後期の年金支払期間中は前期の年金支払期間中に比べて後厚の年金を支払うことを主な内容とするものです。

**（特約の締結）**

**第1条**　この特約は、積立利率金利連動型年金（米ドル建）（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者（以下「契約者」といいます。）から申出があり、かつ、会社がこれを承諾したときに、主契約に付加して締結します。

2．前項の特約の締結にあたっては、年金額確定特約の主契約への付加および年金額確定特約に規定する即時払年金特則の適用を要します。

**（用語の意義）**

**第2条**　この特約において使用される次の各号の用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。

（1）「年金額変更年齢」および「年金額変更日」

「年金額変更年齢」とは、年金額が変更となる被保険者の年齢をいい、被保険者がその年齢となる主契約の年単位の契約応当日を「年金額変更日」といいます。

（2）「前期年金支払期間」および「後期年金支払期間」

「前期年金支払期間」とは、契約日から年金額変更日の前日までの期間をいい、年金額変更日以後の期間を「後期年金支払期間」といいます。

（3）「前期年金支払率」

「前期年金支払率」とは、前期基準年金額の計算に用いる率をいいます。

（4）「前期基準年金額」および「後期基準年金額」

「前期基準年金額」とは、一時払保険料に前期年金支払率を乗じて得た金額をいい、「後期基準年金額」とは、前期基準年金額および主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に規定する年金原資にもとづき、契約日における会社の定める率により計算した金額をいいます。

2．契約者は、この特約の締結の際、前項第1号の年金額変更年齢および第3号の前期年金支払率について会社の定める範囲内で指定して下さい。

3．前項によって指定された年金額変更年齢および前期年金支払率は、以後変更することができません。

**（基準金利）**

**第3条**　「基準金利」は、主契約に付加されている年金額確定特約の規定を準用します。

**（年金の種類）**

**第4条**　主約款および主契約に付加されている年金額確定特約（即時払年金特則を含みます。）（以下「主約款等」といいます。）の年金の種類および型の規定にかかわらず、この特約を付加した契約の年金の種類は次のとおりとし、会社の定める取扱範囲内で、契約者の申出によって定めます。

（1）年金総額保証付後厚終身年金

被保険者の生死にかかわらず、年金支払の場合には、一時払保険料に会社の定める範囲内から契約者が指定した割合（以下「保証金額割合」といいます。）を乗じて得た金額（以下「保証金額」といいます。）を保証します。なお、指定された保証金額割合は、以後変更することはできません。

（2）純粋後厚終身年金

年金支払期間は、終身とします。

**（年金の支払）**

**第5条**　主約款等の年金の支払に関する規定にかかわらず、この特約を付加した契約の年金の支払は、次のとおりとします。また、年金支払証書の交付はありません。

| 名称 | （1）年金総額保証付後厚終身年金<br>年金 |
|---|---|
| 支払事由 | 年金支払開始日以後、次のいずれかに該当したとき<br>①被保険者が年金支払日に生存し、第２項に定める年金の支払方法に応じた期日が到来したこと<br>②被保険者が年金支払日に死亡しているときであって、すでに支払った年金および支払うことの確定した年金の合計額が保証金額より少ないこと、かつ第２項に定める年金の支払方法に応じた期日が到来したこと |
| 支払額 | ①前期年金支払期間<br>前期基準年金額に対し、第２項に定める年金の支払方法に応じて会社の定める方法により計算される金額<br>②後期年金支払期間<br>後期基準年金額に対し、第２項に定める年金の支払方法に応じて会社の定める方法により計算される金額 |
| 受取人 | 主約款に規定する年金受取人 |

| 名称 | （2）純粋後厚終身年金<br>年金 |
|---|---|
| 支払事由 | 年金支払開始日以後、被保険者が年金支払日に生存し、第２項に定める年金の支払方法に応じた期日が到来したとき |
| 支払額 | ①前期年金支払期間<br>前期基準年金額に対し、第２項に定める年金の支払方法に応じて会社の定める方法により計算される金額<br>②後期年金支払期間<br>後期基準年金額に対し、第２項に定める年金の支払方法に応じて会社の定める方法により計算される金額 |
| 受取人 | 主約款に規定する年金受取人 |

2. 契約者は、この特約の締結の際、前期年金支払期間および後期年金支払期間それぞれについて、次に定める年金の支払方法を指定するものとし、その年金の支払期日は、年金の支払方法に応じそれぞれ次のとおりとします。
   （1）年12回払
   年金支払日の翌月以後毎月の月単位の応当日の前日（応当日のない場合は、その月の末日とします。以下同じ。）。ただし、第１回の支払期日は、年金支払開始日の２ヵ月後の月単位の応当日の前日とし、第１回の支払は第２回の支払と併せて行います。
   （2）年６回払
   年金支払日の２ヵ月後、４ヵ月後、６ヵ月後、８ヵ月後、10 ヵ月後および12 ヵ月後の月単位の応当日の前日
   （3）年４回払
   年金支払日の３ヵ月後、６ヵ月後、９ヵ月後および12 ヵ月後の月単位の応当日の前日
   （4）年２回払
   年金支払日の６ヵ月後および12 ヵ月後の月単位の応当日の前日
   （5）年１回払
   年金支払日の12 ヵ月後の月単位の応当日の前日
3. 年金受取人から、年金の支払方法の変更の請求があった場合には、会社の定める取扱範囲内で、直後の年金支払日後の年金からその請求のあった年金の支払方法により支払います。この場合の請求手続は、主約款等の規定を準用します。
4. 主約款等の年金受取人および継続年金受取人に関する規定にかかわらず、契約者は、この特約の締結の際に、被保険者の同意を得た上で、継続年金受取人を指定して下さい。
5. 主約款の年金の分割支払に関する規定は適用しません。

（年金の一括支払）

**第６条**　主約款等の年金の一括支払に関する規定にかかわらず、年金受取人は、年金の種類が年金総額保証付後厚終身年金の場合、次のとおり年金の一括支払を請求することができます。

（1）年金支払開始日以後、保証金額からすでに支払った年金および支払うことの確定した年金の合計額を差し引いた残額がある場合、第５条（年金の支払）第１項第１号の支払事由②に該当したときに支払われる将来の年金（以下「受取保証部分」といいます。）の支払にかえて、その受取保証部分の一括支払を請求することができます。この場合の支払額は、受取保証部分の現価および年金支払日後の第５条第２項に定める支払期日が未到来の年金の現価の合計額を基準として「別表１」に定める方法で計算した金額とします。

（2）前号による年金の一括支払が行われた場合、受取保証部分の最後の年金支払日後、毎年の年金支払日に被保険者が生存しているときは、会社は、第５条第１項に規定する年金を支払います。また、年金の一括支払が行われた後、被保険者が死亡したときは、その時に契約は消滅します。

２．この場合の請求手続は、主約款等の規定を準用します。

（特約の消滅とみなす場合）

**第７条**　主契約が消滅したときは、この特約は消滅したものとみなします。

（特約の解約）

**第８条**　この特約のみの解約は取り扱いません。

（主約款等の規定の準用）

**第９条**　この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主約款等の規定を準用します。

## 「別表１」年金の一括支払額

年金の一括支払額は、会社の定める方法により次のとおり計算します。

年金の一括支払額
＝受取保証部分の現価および年金支払日後の第５条第２項に定める支払期日が未到来の年金の現価の合計額×（１－市場価格調整率）

市場価格調整率

市場価格調整率は、年金支払開始時の受取保証部分の期間に適用し、次の計算式により計算します。

ア．前期年金支払期間中の年金の一括支払の場合

$$\text{市場価格調整率} = 1 - \left(\frac{1+i}{1+j+c}\right)^{\{k\times(n-t)+0.4\times m\}/12}$$

イ．後期年金支払期間中の年金の一括支払の場合

$$\text{市場価格調整率} = 1 - \left(\frac{1+i}{1+j+c}\right)^{0.4\times(n+m-t)/12}$$

ここにそれぞれの要素は次のとおりとします。

- ｉは、契約に適用されている積立利率
- ｊは、計算日においてiと同様に計算される積立利率
- ｃは、金利変動等の影響を補正するための率で、0.10%
- ｋは、前期年金支払率および契約年齢に応じた次の係数

| 前期年金支払率 | 契約年齢 | 係数 |
|---|---|---|
| 1.0% 未満 | ー | 1.0 |
| 1.0% 以上 | 50 歳以上 69 歳以下 | 0.8 |
| | 70 歳以上 89 歳以下 | 0.9 |

・nは、前期年金支払期間の月数
・mは、年金額変更日以後の受取保証部分の期間の月数
・tは、契約日からの経過月数

## 保険料円入金特約

### この特約の内容

この特約は、主たる保険契約の普通保険約款における外国通貨建の保険料を円により払い込む取扱について定めたものです。

**（特約の締結）**

**第1条**　この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者から申出があった場合に、主契約に付加して締結します。

**（特約の適用）**

**第２条**　この特約を主契約に付加した場合には、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、保険料を円で払い込むことができるものとします。

2.　会社は、円で受領した保険料を、主約款に定める外国通貨建の保険料に換算し、当該外国通貨建の保険料を受領したものとして、主約款の規定を適用します。

**（外国通貨建保険料の算出に用いる為替レート）**

**第３条**　前条に規定する外国通貨建の保険料への換算には、会社が保険料を円で受領する日（以下「受領日」といいます。ただし、その日が、第２項に規定する会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社所定の為替レートを用いるものとします。

2.　前項の会社所定の為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する受領日における対顧客電信売相場（TTS）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を上回ることはありません。

## 円支払特約　目次

### この特約の内容

第１条　特約の適用
第２条　解約払戻金を支払う場合の取扱
第３条　死亡給付金を支払う場合の取扱
第４条　年金を支払う場合の取扱
第５条　主契約に年金額確定特約または年金円支払特約が付加されている場合の取扱
第６条　契約が消滅したものとみなされた場合の取扱
第７条　主約款の規定の準用

## 円支払特約

### この特約の内容

この特約は、外国通貨建の解約払戻金、死亡給付金および年金等を円により支払う取扱について定めたものです。

**（特約の適用）**

**第１条**　この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）における外国通貨建の解約払戻金、死亡給付金および年金等（以下「給付金等」といいます。）の請求の際、給付金等の受取人から申出があった場合に、主契約に付加して締結します。

2. この特約を主契約に付加した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、外国通貨建の給付金等を円に換算した金額により支払うものとします。

**（解約払戻金を支払う場合の取扱）**

**第２条**　主契約の解約払戻金の請求の際、保険契約者（以下「契約者」といいます。）から申出があった場合には、解約払戻金を円により支払います。

2. 円により解約払戻金を支払う場合には、必要書類が会社の本店に到着した日の翌営業日（その日が、第３項に規定する会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社所定の為替レートを用いて解約払戻金を円に換算します。

3. 前項の会社所定の為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する必要書類が会社の本店に到着した日の翌営業日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）の対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

**（死亡給付金を支払う場合の取扱）**

**第３条**　死亡給付金の請求の際、死亡給付金受取人から申出があった場合には、死亡給付金を円により支払います。

2. 円により死亡給付金を支払う場合には、必要書類が会社の本店に到着した日の翌営業日（その日が、第３項に規定する会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社所定の為替レートを用いて死亡給付金を円に換算します。

3. 前項の会社所定の為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する必要書類が会社の本店に到着した日の翌営業日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）の対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

4. 免責事由により死亡給付金が支払われない場合で契約者から申出があったときは、前３項の規定を準用して、主約款に定める金額を円により支払います。

**（年金を支払う場合の取扱）**

**第４条**　第１回の年金の請求の際、年金受取人から申出があった場合には、年金を円により支払います。

2. 円により年金を支払う場合には、年金支払開始日または必要書類が会社の本店に到着した日の翌営業日のいずれか遅い日（その日が、第３項に規定する会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社所定の為替レートを用いて年金支払開始日の前日末の積立金額を円に換算し、年金支払開始日の会社の定める率により年金額を算出します。

3. 前項の会社所定の為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する年金支払開始日または必要書類が会社の本店に到着した日の翌営業日のいずれか遅い日（その日が、会社が指標として

指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）の対顧客電信買相場（TTB)（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

4. 円により年金を支払う場合には、主約款の年金の支払時期に関する規定にかかわらず、第 1 回の年金は、年金支払開始日または必要書類が会社に到着した日の翌営業日のいずれか遅い日の翌日からその日を含めて5営業日以内に支払います。
   ただし、支払を行うために確認が必要な場合には、主約款の年金の支払時期に関する規定を準用します。
5. 本条により、年金を円により支払うことを開始した場合、以後外国通貨により年金を支払うことはありません。

**（主契約に年金額確定特約または年金円支払特約が付加されている場合の取扱）**

**第5条**　主契約に年金額確定特約または年金円支払特約が付加されている場合には、前条の規定により年金を支払うことはありません。

**（契約が消滅したものとみなされた場合の取扱）**

**第6条**　年金支払開始日において、年金額が会社の定めた金額に達しないことにより契約が消滅したものとみなされた場合には、支払うべき金額を第4条（年金を支払う場合の取扱）の規定を準用して円に換算します。

**（主約款の規定の準用）**

**第7条**　この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

## 年金円支払特約　目次

### この特約の内容

第１条　特約の締結
第２条　特約の適用
第３条　年金を支払う場合の取扱
第４条　年金の一括支払の取扱
第５条　年金の支払中に契約が消滅した場合の取扱
第６条　特約の解約
第７条　主契約において年金の分割支払が行われている場合の取扱
第８条　主契約に即時払年金特則が適用された年金額確定特約が付加されている場合の取扱
第９条　主契約が積立利率金利連動型年金（豪ドル建）の場合の取扱
第 10 条 主契約が指定通貨建個人年金保険の場合の取扱
第 11 条 主契約が指定通貨建積立利率金利連動型年金の場合の取扱
第 12 条 終身保険移行特約による終身保険から年金移行特約による定額の年金に移行した場合の取扱

## 年金円支払特約

### この特約の内容

この特約は、毎回の外国通貨建の年金を円により支払う取扱について定めたものです。

**（特約の締結）**

**第1条**　この特約は、次の場合に、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結します。

（1）主契約締結の際、保険契約者（以下「契約者」といいます。）から申出があったとき

（2）主契約の第１回の年金の請求の際、年金受取人から申出があったとき

（3）主契約の第１回の年金支払日後、年金受取人から申出があったとき

**（特約の適用）**

**第２条**　この特約を主契約に付加した場合には、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の通貨に関する規定にかかわらず、この特約の締結後に年金支払日を迎える年金を円により支払うものとします。

**（年金を支払う場合の取扱）**

**第３条**　円により年金を支払う場合には、第２項に定める年金円換算基準日における会社所定の為替レートを用いて、主約款または主契約に付加した年金額確定特約の規定により計算される外国通貨建の年金額を円に換算します。

2.　年金円換算基準日は、年金支払日または必要書類が会社の本店に到着した日の翌営業日のいずれか遅い日（その日が、第３項に規定する会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）とします。

3.　第１項の会社所定の為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する年金支払日または必要書類が会社の本店に到着した日の翌営業日のいずれか遅い日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）の対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

4.　円により年金を支払う場合には、主約款の年金の支払時期に関する規定にかかわらず、毎回の年金は、年金支払日または必要書類が会社に到着した日のいずれか遅い日の翌日からその日を含めて５営業日以内に支払います。ただし、支払を行うために確認が必要な場合には、主約款の年金の支払時期に関する規定を準用します。

**（年金の一括支払の取扱）**

**第４条**　年金の一括支払を行う場合には、必要書類が会社の本店に到着した日の翌営業日（その日が、第２項に規定する会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社所定の為替レートを用いて主約款または主契約に付加した年金額確定特約の年金の一括支払の規定により計算した金額を円に換算します。

2.　前項の会社所定の為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する必要書類が会社の本店に到着した日の翌営業日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）の対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

**（年金の支払中に契約が消滅した場合の取扱）**

**第５条**　契約の消滅時にその年度の年金に未支払分がある場合、その未支払分を前条の規定を準用して円に換算します。

**（特約の解約）**

**第６条**　年金受取人は、第１回の年金の請求時に限り、この特約を解約することができます。

**（主契約において年金の分割支払が行われている場合の取扱）**

**第７条**　主契約において年金の分割支払が行われている場合には、第３条（年金を支払う場合の取扱）の規定において、「年金額」を「分割回数に応じた各回の金額」に、「年金支払日」を「分割回数に応じた各回の支払期日」に読み替えます。

**（主契約に即時払年金特則が適用された年金額確定特約が付加されている場合の取扱）**

**第８条**　主契約に即時払年金特則が適用された年金額確定特約が付加されている場合には、第３条（年金を支払う場合の取扱）の規定において、「年金額」を「年金の支払方法に応じた各回の金額」に、「年金支払日」を「年金の支払方法に応じた各回の支払期日」に読み替えます。

**（主契約が積立利率金利連動型年金（豪ドル建）の場合の取扱）**

**第９条**　主契約が積立利率金利連動型年金（豪ドル建）の場合には、次のとおりとします。

（１）第３条（年金を支払う場合の取扱）第１項および第４条（年金の一括支払の取扱）第１項中、「主約款または主契約に付加した年金額確定特約」を「主約款または主契約に付加した即時払年金特約」と読み替えます。

（２）主契約に即時払年金特約が付加されている場合には、第３条（年金を支払う場合の取扱）の規定において、「年金額」を「年金の支払方法に応じた各回の金額」に、「年金支払日」を「年金の支払方法に応じた各回の支払期日」に読み替えます。

**（主契約が指定通貨建個人年金保険の場合の取扱）**

**第10条**　主契約が指定通貨建個人年金保険の場合には、前条までに定めるほか、次のとおり取り扱います。

（１）第１条第１項第２号「主契約の第１回の年金の請求の際、年金受取人から申出があったとき」を、「主契約の第１回の年金の請求または年金原資の一時支払の請求の際、年金受取人から申出があったとき」に読み替えます。

（２）死亡一時金の請求の際、年金受取人から申出があった場合には、その支払うべき金額を次のとおり円により支払います。

①死亡一時金を支払う場合には、必要書類が会社の本店に到着した日の翌営業日（その日が、②に規定する会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社所定の為替レートを用いて主約款の死亡一時金の規定により計算した金額を円に換算します。

②前記①の会社所定の為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する必要書類が会社の本店に到着した日の翌営業日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）の対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

（３）年金原資の一時支払の請求の際、年金受取人から申出があった場合には、その支払うべき金額を次のとおり円により支払います。

①年金原資の一時支払を行う場合には、年金支払開始日または必要書類が会社の本店に到着した日の翌営業日のいずれか遅い日（その日が、②に規定する会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社所定の為替レートを用いて年金原資を円に換算します。

②前記①の会社所定の為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する年金支払開始日または必要書類が会社の本店に到着した日の翌営業日のいずれか遅い日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）の対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

（４）第６条中「第１回の年金の請求時に限り、」を、「第１回の年金の請求時または年金原資の一時支払の請求時に限り、」に読み替えます。

**（主契約が指定通貨建積立利率金利連動型年金の場合の取扱）**

**第11条**　主契約が指定通貨建積立利率金利連動型年金の場合には、前条までに定めるほか、次のとおりとします。

（1）第３条（年金を支払う場合の取扱）第１項および第４条（年金の一括支払の取扱）第１項中、「主約款または主契約に付加した年金額確定特約」を「主約款または主契約に付加した即時払年金特約」と読み替えます。

（2）主契約に即時払年金特約が付加されている場合には、第３条（年金を支払う場合の取扱）の規定において、「年金額」を「年金の支払方法に応じた各回の金額」に、「年金支払日」を「年金の支払方法に応じた各回の支払期日」に読み替えます。

（3）主契約に指数連動型年金特約Ⅱが付加されている場合には、次のとおり取り扱います。

①第１条（特約の締結）第１項第２号「主契約の第１回の年金の請求の際、年金受取人から申出があったとき」を、「主契約の第１回の年金の請求の際、年金受取人から申出があったとき、または第１回の特約年金もしくは指数連動年金原資の一時支払の請求の際、特約年金受取人から申出があったとき」に読み替えます。

②指数連動年金原資の一時支払の請求の際、特約年金受取人から申出があった場合には、その支払うべき金額を次のとおり円により支払います。

(ｱ) 指数連動年金原資の一時支払を行う場合には、特約年金支払開始日または必要書類が会社の本店に到着した日の翌営業日（その日が、(ｲ) に規定する会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社所定の為替レートを用いて指数連動年金原資を円に換算します。

(ｲ) 前記（ｱ）の会社所定の為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する特約年金支払開始日または必要書類が会社の本店に到着した日の翌営業日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）の対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

③第６条（特約の解約）を次のとおり読み替えます。

第６条　年金受取人は、第１回の年金の請求時に限り、この特約を解約することができます。

2．前項の規定にかかわらず、特約年金受取人は、第１回の特約年金の請求時または指数連動年金原資の一時支払の請求時に限り、この特約を解約することができます。

**（終身保険移行特約による終身保険から年金移行特約による定額の年金に移行した場合の取扱）**

**第12条**　終身保険移行特約による終身保険から年金移行特約による定額の年金に移行した場合には、次のとおりとします。

（1）第１条（特約の締結）第１項第２号および第３号中、「主契約の」を「定額年金の」に読み替えます。

（2）第２条（特約の適用）中、「主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）」を「年金移行特約条項」に読み替えます。

（3）第３条（年金を支払う場合の取扱）第１項および第４条（年金の一括支払の取扱）第１項中、「主約款または主契約に付加した年金額確定特約」を「年金移行特約条項」に読み替えます。

（4）第３条（年金を支払う場合の取扱）第４項中、「主約款」を「年金移行特約条項」に読み替えます。

（5）死亡一時金の請求の際、年金受取人から申出があった場合には、その支払うべき金額を次のとおり円により支払います。

①死亡一時金を支払う場合には、必要書類が会社の本店に到着した日の翌営業日（その日が、②に規定する会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社所定の為替レートを用いて年金移行特約条項の死亡一時金の規定により計算した金額を円に換算します。

②前記①の会社所定の為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する必要書類が会社の本店に到着した日の翌営業日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休

業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）の対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

## 新為替ターゲット特約　目次

### この特約の内容

第１条　特約の締結
第２条　特約の適用
第３条　用語の意義
第４条　年金を支払う場合の取扱
第５条　為替ターゲットレートの変更
第６条　特約の消滅とみなす場合
第７条　特約の解約
第８条　請求手続
第９条　主契約に為替ターゲット特約が付加されている場合の取扱
第 10 条 外貨建個人年金保険、予定利率変動型外貨建個人年金保険または予定利率金利連動型外貨建個人年金保険に付加した場合の取扱
第 11 条 主契約が指定通貨建個人年金保険の場合の取扱
第 12 条 主契約が指定通貨建積立利率金利連動型年金の場合の取扱
第 13 条 終身保険移行特約による終身保険から年金移行特約による定額の年金へ移行した場合の取扱

## 新為替ターゲット特約

### この特約の内容

この特約は、毎回の外国通貨建の年金を、為替水準に応じて円により支払いまたは外国通貨により据え置くことを内容とするものです。

**（特約の締結）**

**第1条**　この特約は、次の場合に、年金円支払特約または年金円支払特約Ⅱ（以下「年金円支払特約」といいます。）と併せて主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結します。

（1）主契約締結の際、保険契約者（以下「契約者」といいます。）から申出があったとき

（2）主契約の第１回の年金の請求の際、年金受取人から申出があったとき

（3）主契約の第１回の年金支払日後、年金受取人から申出があったとき

**（特約の適用）**

**第2条**　この特約を主契約に付加した場合には、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）および主契約に付加されている年金円支払特約の規定にかかわらず、この特約の締結後に年金支払日を迎える年金を、為替水準に応じて円により支払いまたは外国通貨により据え置くものとします。

**（用語の意義）**

**第3条**　この特約において使用される次の各号の用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。

（1）「為替ターゲットレート」

円による年金の支払または外国通貨による年金の据置を決定する際に基準となる為替レートをいい、この特約の締結の際、会社の定める取扱範囲内で、契約者または年金受取人の申出によって定めます。

（2）「為替判定日」

円による年金の支払または外国通貨による年金の据置を決定する日をいい、主契約に付加されている年金円支払特約に定める年金円換算基準日とします。

**（年金を支払う場合の取扱）**

**第4条**　この特約を付加した主契約の年金の支払については、次のとおり取り扱います。

2. 為替判定日における主契約に付加されている年金円支払特約に定める会社所定の為替レートが、為替ターゲットレートと同一または為替ターゲットレートよりも円安となった場合には、主契約に付加されている年金円支払特約の規定により、円により年金を支払います。
3. 為替判定日における主契約に付加されている年金円支払特約に定める会社所定の為替レートが、為替ターゲットレートよりも円高となった場合には、主約款および主契約に付加されている年金円支払特約の規定にかかわらず、主約款に定める外国通貨により年金を据え置きます。
4. 前項の規定にかかわらず、主契約の年金種類が確定年金の場合、または主契約の年金種類が年金総額保証付終身年金もしくは年金総額保証付後厚終身年金の場合ですでに支払った年金および支払うことの確定した年金の合計額が保証金額に達する前に被保険者が死亡している場合には、最後の為替判定日において、主契約に付加されている年金円支払特約に定める会社所定の為替レートが、為替ターゲットレートよりも円高となったときには、主約款に定める外国通貨により年金を支払います。ただし、年金受取人から申出があった場合には、主契約に付加されている年金円支払特約の規定により、円により支払います。
5. 第３項により年金を据え置く場合、次のとおり取り扱います。

（1）第３項の為替判定日後の為替判定日において、主契約に付加されている年金円支払特約に定める会社所定の為替レートが為替ターゲットレートと同一または円安となった場合には、据え置かれた年金（以下「据置年金」といいます。）を会社所定の利率により計算した利息と併せて支払います。

（2）前号の規定にかかわらず、年金受取人は、いつでも据置年金および利息の全額を円または主約

款に定める外国通貨により引き出すことができます。この場合には、第８条（請求手続）に規定する必要書類を会社に提出して下さい。

（3）前号において、据置年金および利息の全額を円により引き出す場合には、主契約に付加されている年金円支払特約における年金の一括支払の取扱の規定を準用します。

（4）最後の為替判定日において据置年金があるときは、前項の規定を準用して、据置年金および利息の全額を支払います。

（5）主契約が消滅したときまたはこの特約が解約されたときに据置年金がある場合には、据置年金および利息の全額を主約款に定める外国通貨により支払います。この場合には、第８条（請求手続）に規定する必要書類を会社に提出して下さい。なお、年金受取人から申出があった場合には、主契約に付加されている年金円支払特約における年金の支払中に契約が消滅した場合の取扱の規定を準用して、円により支払います。

6．主契約の年金種類が確定年金の場合、または主契約の年金種類が年金総額保証付終身年金もしくは年金総額保証付後厚終身年金の場合ですでに支払った年金および支払うことの確定した年金の合計額が保証金額に達する前に被保険者が死亡している場合の最後の為替判定日における年金または据置年金および利息（以下本条において「年金等」といいます。）については、次のとおり取り扱います。

（1）会社が主約款または第８条（請求手続）に規定する必要書類の提出を省略している場合でも、最後の為替判定日前に、年金受取人に所定の請求書類を送付しますので、年金受取人は、遅滞なくその請求書類を会社に提出して、年金等を請求して下さい。この場合、年金等の請求、支払の時期および場所については主約款の年金または死亡給付金の請求、支払の時期および場所の規定を準用します。

（2）年金支払日（主契約において年金の分割支払が行われている場合または主契約に即時払年金特則が適用された年金額確定特約が付加されている場合もしくは即時払年金特約が付加されている場合には支払期日とし、年金支払日または支払期日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）を主契約に付加されている年金円支払特約に定める年金円換算基準日として取り扱います。

（3）第1号に定める請求書類が最終の為替判定日までに会社に到着しなかった場合で、第４条（年金を支払う場合の取扱）第２項の規定により、円で支払うこととなった場合には、最後の為替判定日にその請求書類が会社に到着していたものとして円により年金等の全額を支払います。なお、年金円支払特約に定める年金円換算基準日については前号の規定を適用して、年金等の額を円に換算します。

**（為替ターゲットレートの変更）**

**第５条**　年金受取人は、主契約の第１回の年金の請求の際および年金支払開始日後、毎年の年金支払日の前日（主契約に即時払年金特則が適用された年金額確定特約が付加されている場合または即時払年金特約が付加されている場合には、毎年の年金支払日の前々日とします。以下同じ。）に、会社の定める取扱範囲内で、為替ターゲットレートを変更することができます。この場合には、第８条（請求手続）に規定する必要書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出して下さい。

**（特約の消滅とみなす場合）**

**第６条**　次の各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

（1）主契約が解約その他の事由により消滅したとき

（2）主契約に付加されている年金円支払特約が解約されたとき

**（特約の解約）**

**第７条**　年金受取人は、主契約の第１回の年金の請求の際および年金支払開始日後、毎年の年金支払日の前日に、将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合には、第８条（請求手続）に規定する必要書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出して下さい。

**（請求手続）**

**第８条**　この特約にもとづく支払および変更については、次の表に定める書類を提出して請求して下さい。

| 項目 | 提出書類 |
|---|---|
| 1．据置年金の引き出し | （1）会社所定の請求書<br>（2）被保険者の住民票（ただし、住民票で確認できない場合は、戸籍抄本）<br>（3）年金受取人の戸籍抄本<br>（4）年金受取人の印鑑証明書<br>（5）保険証券または年金支払証書 |
| 2．為替ターゲットレートの変更 | （1）会社所定の請求書<br>（2）年金受取人の印鑑証明書<br>（3）保険証券または年金支払証書 |
| 3．特約の解約 | （1）会社所定の請求書<br>（2）年金受取人の印鑑証明書<br>（3）保険証券または年金支払証書 |

2．会社は、前項の提出書類の全部または一部の省略を認め、または、前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。
3．第1項中、2および3の場合には書面によって通知します。
4．会社は、この特約を付加した場合、主約款に規定する年金の支払に関する提出書類のうち第2回目以降の提出書類については、全部の省略を認めることがあります。

**（主契約に為替ターゲット特約が付加されている場合の取扱）**

**第9条**　主契約にすでに為替ターゲット特約（以下「前特約」といいます。）が付加されている場合で、この特約を付加するときには、次のとおり取り扱います。
（1）この特約の締結時以後、この特約に定めるところにより取り扱います。
（2）前特約はこの特約の締結時に消滅したものとし、前特約の据置年金および利息の取扱については、前特約とこの特約は継続しているものとして取り扱います。
（3）第2条（特約の適用）の規定にかかわらず、この特約は、この特約の締結後に年金支払日または支払期日を迎える年金から適用します。
（4）第3条（用語の意義）第1号の規定にかかわらず、この特約の締結時の為替ターゲットレートは、この特約の締結時における前特約の為替ターゲットレートと同一とします。

**（外貨建個人年金保険、予定利率変動型外貨建個人年金保険または予定利率金利連動型外貨建個人年金保険に付加した場合の取扱）**

**第10条**　この特約を外貨建個人年金保険、予定利率変動型外貨建個人年金保険または予定利率金利連動型外貨建個人年金保険に付加した場合には、次のとおり取り扱います。
（1）第1条（特約の締結）第1項中、「年金円支払特約または年金円支払特約Ⅱ（以下「年金円支払特約」といいます。）」とあるのを「年金円換算支払特約」と読み替えます。
（2）第2条（特約の適用）、第3条（用語の意義）、第4条（年金を支払う場合の取扱）および第6条（特約の消滅とみなす場合）中、「年金円支払特約」とあるのを「年金円換算支払特約」と読み替えます。

**（主契約が指定通貨建個人年金保険の場合の取扱）**

**第11条**　この特約を指定通貨建個人年金保険に付加する場合は、次のとおり取り扱います。
（1）第4条第4項を次のとおり読み替えます。
4．前項の規定にかかわらず、主契約の年金種類が確定年金の場合は年金支払期間の満了前、または保証期間付終身年金の場合は被保険者が死亡している場合での保証期間の満了前の最後の為替判定日において、主契約に付加されている年金円支払特約に定める会社所定の為替レートが、為替ターゲットレートよりも円高となったときには、主約款に定める外国通貨により年金を支払います。ただし、年金受取人から申出があった場合には、主契約に付加されている年金円支払特約の規定により、円により支払います。
（2）第4条第6項中、「主契約の年金種類が確定年金の場合、または主契約の年金種類が年金総額

保証付終身年金もしくは年金総額保証付後厚終身年金の場合ですでに支払った年金および支払うことの確定した年金の合計額が保証金額に達する前に被保険者が死亡している場合の」とあるのを「主契約の年金種類が確定年金の場合は年金支払期間の満了前、保証期間付終身年金の場合は被保険者が死亡している場合での保証期間の満了前の」と読み替えます。

**（主契約が指定通貨建積立利率金利連動型年金の場合の取扱）**

**第12条** この特約を指定通貨建積立利率金利連動型年金に付加する場合は、次のとおり取り扱います。

（1）第４条第４項を次のとおり読み替えます。

４．前項の規定にかかわらず、主契約の年金種類が確定年金の場合、主契約の年金種類が保証期間付終身年金の場合で保証期間の満了前に被保険者が死亡している場合、または主契約の年金種類が年金総額保証付終身年金の場合ですでに支払った年金および支払うことの確定した年金の合計額が保証金額に達する前に被保険者が死亡している場合には、最後の為替判定日において、主契約に付加されている年金円支払特約に定める会社所定の為替レートが、為替ターゲットレートよりも円高となったときには、主約款に定める外国通貨により年金を支払います。ただし、年金受取人から申出があった場合には、主契約に付加されている年金円支払特約の規定により、円により支払います。

（2）第４条第６項中、「主契約の年金種類が確定年金の場合、または主契約の年金種類が年金総額保証付終身年金もしくは年金総額保証付後厚終身年金の場合ですでに支払った年金および支払うことの確定した年金の合計額が保証金額に達する前に被保険者が死亡している場合の」とあるのを「主契約の年金種類が確定年金の場合、主契約の年金種類が保証期間付終身年金の場合で保証期間の満了前に被保険者が死亡している場合、または主契約の年金種類が年金総額保証付終身年金の場合ですでに支払った年金および支払うことの確定した年金の合計額が保証金額に達する前に被保険者が死亡している場合の」と読み替えます。

**（終身保険移行特約による終身保険から年金移行特約による定額の年金へ移行した場合の取扱）**

**第13条** 終身保険移行特約による終身保険から年金移行特約による定額の年金に移行した場合には、次のとおりとします。

（1）第１条（特約の締結）第１項第２号および第３号中、「主契約の」を「定額年金の」に読み替えます。

（2）第２条（特約の適用）中、「主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）」を「年金移行特約条項」に読み替えます。

（3）第４条（年金を支払う場合の取扱）中、「主契約の年金の支払」を「定額年金の支払」に、「主約款」を「年金移行特約条項」に読み替えます。

（4）第４条（年金を支払う場合の取扱）第４項を次のとおり読み替えます。

４．前項の規定にかかわらず、定額年金の年金種類が確定年金の場合は年金支払期間の満了前、年金総額保証付終身年金の場合はすでに支払った年金および支払うことの確定した年金の合計額が保証金額に達する前に被保険者が死亡している場合、または保証期間付終身年金の場合は被保険者が死亡している場合での保証期間の満了前の最後の為替判定日において、主契約に付加されている年金円支払特約に定める会社所定の為替レートが、為替ターゲットレートよりも円高となったときには、年金移行特約に定める外国通貨により年金を支払います。ただし、年金受取人から申出があった場合には、主契約に付加されている年金円支払特約の規定により、円により支払います。

（5）第４条第６項中、「主契約の年金種類が確定年金の場合、または主契約の年金種類が年金総額保証付終身年金もしくは年金総額保証付後厚終身年金の場合ですでに支払った年金および支払うことの確定した年金の合計額が保証金額に達する前に被保険者が死亡している場合の」とあるのを「定額年金の年金種類が確定年金の場合は年金支払期間の満了前、年金総額保証付終身年金の場合ですでに支払った年金および支払うことの確定した年金の合計額が保証金額に達する前に被保険者が死亡している場合の、保証期間付終身年金の場合は被保険者が死亡している場合での保証期間の満了前の」と読み替えます。

（6）第5条（為替ターゲットレートの変更）および第7条（特約の解約）中、「主契約の」を「定額年金の」に読み替えます。

## 指定代理請求特約　目次

### この特約の内容

第１条　特約の締結
第２条　特約の対象となる保険金等
第３条　指定代理請求人の指定および変更指定
第４条　指定代理請求人等による保険金等の請求
第５条　告知義務違反による解除および重大事由による解除
第６条　特約の解約
第７条　主契約またはこれに付加されている特約に代理請求を認める規定がある場合の取扱
第８条　請求手続
第９条　主約款の規定の準用
第 10 条 主契約に夫婦年金特約が付加されている場合の特則（※）
第 11 条 長寿祝年金付連生終身年金保険に付加した場合の特則（※）
第 12 条 愛の子供保険等に付加した場合の特則（※）
第 13 条 終身がん保険に付加した場合の特則

●本商品の主契約に適用されない条文のうち、（※）につきましては記載を省略しております。

## 指定代理請求特約

### （この特約の内容）

この特約は、会社の定める保険金等の支払事由が生じた場合で、その保険金等の受取人が保険金等を請求できない会社所定の事情があるときに、保険金等の受取人に代わって保険契約者があらかじめ指定または変更指定した指定代理請求人が保険金等を請求することを可能とするものです。

### （特約の締結）

**第１条**　この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際、主契約の被保険者の同意を得て、主契約の保険契約者の申出により主契約に付加して締結します。

2．前項の規定にかかわらず、主契約の責任開始日（復活が行われたときは最終の復活の際の責任開始の時。以下同じ。）以後、主契約の被保険者の同意を得て主契約の保険契約者（年金保険の場合、年金支払開始後は主契約の年金受取人。以下「契約者」といいます。）から申出があった場合、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。

3．本条の規定によって、この特約を主契約に付加したときは、保険証券等の証書に表示します。

### （特約の対象となる保険金等）

**第２条**　この特約の対象となる保険金、給付金または年金（保険料の払込免除を含み、給付の名称の如何を問いません。以下、「保険金等」といいます。）は、この特約が付加された主契約および付加されている特約の保険金等のうち、次の各号に定めるとおりとします。

（1）主契約の被保険者が受け取ることとなる保険金等（主契約の被保険者と契約者が同一人である場合の契約者が受け取ることとなる保険金等、および主契約の被保険者が受取人に指定されている保険金等を含みます。）

（2）主契約の被保険者と契約者が同一人である場合の保険料の払込免除

### （指定代理請求人の指定および変更指定）

**第３条**　この特約を付加した場合、契約者は、主契約の被保険者の同意を得てあらかじめ次の各号の範囲内で、この特約が付加された主契約につき１人の者（本項により指定された者を、以下、「指定代理請求人」といいます。）を指定してください。ただし、保険金等の受取人（保険料の払込免除の場合は契約者。以下同じ。）が法人である保険金等については、指定代理請求人の指定がなされなかったものとみなします。

（1）主契約の被保険者の戸籍上の配偶者

（2）主契約の被保険者の直系血族

（3）主契約の被保険者の兄弟姉妹

（4）主契約の被保険者と同居し、または、主契約の被保険者と生計を一にしている主契約の被保険者の３親等内の親族

（5）第１号から第４号までに定めるほか、次の範囲内の者で、主契約の被保険者のために保険金等を請求すべき相当な関係があると会社が認めた者

①主契約の被保険者と同居し、または、主契約の被保険者と生計を一にしている前号に定める以外の者

②主契約の被保険者の財産管理を行っている者

③死亡保険金（死亡給付金その他被保険者死亡の際に支払われる給付金を含み、給付の名称の如何を問いません。）の受取人または継続年金受取人

④その他前記①から③までに定める者と同等の関係にある者

2．前項の規定にかかわらず、契約者は、主契約の被保険者の同意を得て、前項に定める範囲内で、指定代理請求人を変更指定することができます。この場合、次の各号のとおり取り扱います。

（1）契約者が本項の変更指定を請求するときは、第８条（請求手続）に規定する必要書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。

（2）本項の変更は、保険証券等の証書に表示を受けてからでなければ、会社に対抗できません。

（指定代理請求人等による保険金等の請求）

**第４条**　保険金等の受取人が保険金等を請求できない次の各号のいずれかに定める事情がある場合には、前条の規定により指定または変更指定した指定代理請求人が、第８条（請求手続）に規定する必要書類およびその事情の存在を証明する書類を会社に提出し、会社の承諾を得て、保険金等の受取人の代理人として保険金等の請求をすることができます。

（1）保険金等の請求を行う意思表示が困難であるとき

（2）会社が認める傷病名の告知を受けていないとき

（3）その他、前２号に準じる状態であるとき

2. 前項の規定にかかわらず、指定代理請求人が前項の請求時において前条第１項各号に定める範囲外である場合には、指定代理請求人は前項の請求をすることができません。
3. 保険金等の受取人が第１項各号に定める保険金等を請求できない事情があり、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合は、保険金等の受取人の戸籍上の配偶者（戸籍上の配偶者がいない場合にはその受取人と生計を一にする３親等内の親族）が、第８条に規定する必要書類およびその事情の存在を証明する書類を会社に提出し、会社の承諾を得て、保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができます。

（1）指定代理請求人が第１項の請求時においてすでに死亡しているとき

（2）指定代理請求人が第１項の請求時において前条第１項各号に定める範囲外であるとき

（3）指定代理請求人が指定されていないとき

4. 第１項および第３項の規定により、会社が保険金等を保険金等の受取人の代理人に支払った場合には、その後重複してその保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
5. 本条の規定にかかわらず、故意に保険金等の支払事由（保険料の払込免除事由を含みます。）を生じさせた者または故意に保険金等の受取人を第１項各号に定める状態に該当させた者は、指定代理請求人および第３項に定める保険金等の受取人の代理人としての取扱を受けることができません。
6. 保険金等の支払にかかる必要な事項の確認に際し、指定代理請求人または第３項に定める保険金等の受取人の代理人が、正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます）は、会社は、これにより当該確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等を支払いません。

（告知義務違反による解除および重大事由による解除）

**第５条**　この特約を付加している場合には、主契約またはこれに付加されている特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知については、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）またはこれに付加されている特約における告知義務違反による解除および重大事由による解除に関する規定に定めるほか、正当な理由によって契約者、主契約の被保険者または保険金等の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人または前条第３項に定める保険金等の受取人の代理人に通知します。

（特約の解約）

**第６条**　契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合には、第８条（請求手続）に規定する必要書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。

（主契約またはこれに付加されている特約に代理請求を認める規定がある場合の取扱）

**第７条**　この特約を付加している場合、主契約またはこれに付加されている特約については、その主約款または特約中、保険金等の受取人の生存中に所定の者が保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求できる旨の規定がある場合においても、これを適用せず、この特約に定めるところにより取り扱います。

**（請求手続）**

**第8条**　この特約にもとづく保険金等の請求等については、次の表に定める書類を提出して請求して下さい。

| 項目 | 提出書類 |
|---|---|
| 1．保険金等の指定代理請求 | （1）会社所定の請求書<br>（2）会社所定の様式による医師の診断書<br>（3）主契約の被保険者および指定代理請求人の戸籍謄本<br>（4）指定代理請求人の住民票と印鑑証明書<br>（5）主契約の被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し<br>（6）保険証券等の証書 |
| 2．第4条第3項に定める代理人による請求 | （1）会社所定の請求書<br>（2）会社所定の様式による医師の診断書<br>（3）主契約の被保険者および代理人の戸籍謄本<br>（4）代理人の住民票と印鑑証明書<br>（5）主契約の被保険者または代理人の健康保険被保険者証の写し<br>（6）保険証券等の証書 |
| 3．解約 | （1）会社所定の請求書<br>（2）契約者の印鑑証明書<br>（3）保険証券等の証書 |
| 4．指定代理請求人の変更指定 | （1）会社所定の請求書<br>（2）契約者の印鑑証明書<br>（3）保険証券等の証書 |

2．会社は、前項の提出書類の全部または一部の省略を認め、または、前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

3．第1項中、3または4の場合には保険証券等の証書に表示します。

**（主約款の規定の準用）**

**第9条**　この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

**（主契約に夫婦年金特約が付加されている場合の特則）**

**第10条**　（記載省略）

**（長寿祝年金付連生終身年金保険に付加した場合の特則）**

**第11条**　（記載省略）

**（愛の子供保険等に付加した場合の特則）**

**第12条**　（記載省略）

**（終身がん保険に付加した場合の特則）**

**第13条**　この特約を終身がん保険に付加した場合には、第1条（特約の締結）第2項中、「責任開始日」とあるのを「保険期間の始期」と、「復活の際の責任開始の時」とあるのを「復活日」と読み替えます。

## 情報端末による保険契約の申込等に関する特約

**（特約の締結）**

**第１条**　この特約は、会社の定める携帯端末等の情報処理機器（以下「情報端末」といいます。）を利用して保険契約（以下「契約」といいます。）の申込手続を行う場合に、保険契約者（以下「契約者」といいます。）から申出があり、かつ、会社がこれを承諾したときに、主たる契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結します。

**（特約の適用）**

**第２条**　この特約を主契約に付加した場合には、次の各号のとおり取り扱います。

（1）契約者は、契約申込書への記載にかえて、情報端末に表示された契約の申込画面に必要な事項を入力することによって、契約の申込をすることができるものとします。

（2）契約者または被保険者は、書面による告知にかえて、情報端末に表示され、会社が告知を求めた事項について、情報端末に表示された告知画面に必要な事項を入力することによって、告知することができるものとします。

（3）第１号または前号による場合、主契約の普通保険約款の規定中、次に掲げる規定があるときは、下表のとおり読み替えます。

| | 読替前 | 読替後 |
|---|---|---|
| 告知義務に関する規定 | 所定の書面で質問した | この特約に定める情報端末に表示された所定の画面で質問した |
| | その書面により告知して下さい。 | その情報端末に表示された所定の画面に必要な事項を入力することにより告知して下さい。 |
| 年齢または性別の誤りの処理に関する規定 | 契約申込書に記載された | この特約に定める情報端末の契約の申込画面に表示された |
| 法人契約の特則中の告知義務の特則に関する規定 | （契約）申込書にその法人の代表者として記名・押印した者 | この特約に定める情報端末の契約の申込画面にその法人の代表者として表示された者 |
| 特別勘定の指定に関する規定 | 保険契約申込書（以下「契約申込書」といいます。）に記載された | この特約に定める情報端末の契約の申込画面に表示された |

## ニッセイ・ウェルス生命からのお願い

◆ご照会に対しては、より早く正確に回答申し上げたく存じますので、必ずご契約の証券番号、ご契約者と被保険者の氏名、契約年月日をお忘れなくご連絡ください。

◆保険証券はあらゆるお手続きに欠かせないものです。大切に保管してください。

◆ご契約についてのお問い合わせやご相談は、カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。

# 説明事項　ご確認のお願い

この冊子は、ご契約にともなう大切なことがらを記載したものです。必ずご一読いただき、内容を十分ご確認のうえ、ご契約をお申込みいただきますようお願いいたします。

- 生命保険募集人について
- 生命保険契約者保護機構について
- ご契約のお申込みの撤回等（クーリング・オフ制度）について
- ご契約の責任開始期について
- 外国通貨のお取扱いに必要となる費用について
- 為替リスクについて
- 死亡給付金等をお支払いできない場合について
- 解約と払戻金について

上記の項目等は、ご契約に際してぜひご理解いただきたいことがらですので、ご説明の中でおわかりになりにくい点がございましたら下記にお問い合わせください。なお、ご契約締結後は後ほどお送りする保険証券とともに大切に保管し、ご活用ください。

## お問い合わせについて

**ニッセイ・ウェルス生命　カスタマーサービスセンター**

**0120-001-262**

受付時間：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9：00 ～ 17：00
※お客さまからのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただいております。

## 諸利率のご案内

最新の諸利率につきましては、ニッセイ・ウェルス生命ホームページにてご覧いただけます。

**ニッセイ・ウェルス生命　ホームページ**

**www.nw-life.co.jp**

〔募集代理店〕

〔引受保険会社〕

**ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社**

〒141-6023　東京都品川区大崎 2-1-1

NW-01-21007-00(21.12)　G04003-2204

IFS UD Font
VEGETABLE OIL INK